

京田辺市災害廃棄物処理計画

令和 2 年 2 月
(令和 8 年 6 月改定)

 京田辺市

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 対象とする災害と被害想定	3
1. 地震災害	3
2. 風水害	5
第 4 節 対象とする廃棄物	7
第 5 節 災害廃棄物の特徴	8
第 6 節 計画の見直し	8
第 2 章 基本的事項	9
第 1 節 基本方針	9
第 2 節 処理スケジュール	10
第 3 節 災害廃棄物の処理主体	17
1. 市の役割	17
2. 枚方京田辺環境施設組合の役割	17
3. 府の役割	17
4. 国の役割	17
5. 民間事業者の役割	17
第 4 節 災害廃棄物処理実行計画	18
第 5 節 組織体制と業務概要	20
1. 組織体制	20
2. 各主体の業務分担	22
第 6 節 情報収集及び連絡体制	24
1. 災害対策本部から収集する情報	24
2. 災害時の情報共有項目	24
3. 府との情報共有	25
第 7 節 協力・支援体制	26
1. 自衛隊・警察・消防との連携	26
2. 府、国の支援	26
3. 他自治体の支援	26
4. 民間事業者との連携	27
5. 災害ボランティアとの連携	27

(1) 災害ボランティアの要請	28
(2) 災害ボランティアに係る留意事項	28
6. 協定等を活用した受援内容の整理	28
第8節 啓発・広報	29
1. 対応時期ごとの発信方法、発信内容	29
2. 留意事項	29
3. 啓発・広報する主な項目	29
4. 災害廃棄物の減量に関する啓発・広報	30
5. 啓発・広報の手段	30
第3章 災害廃棄物処理	31
第1節 災害廃棄物の処理	31
1. 災害廃棄物の推計発生量	31
(1) 推計方法	31
(2) 地震災害	31
(3) 風水害	33
2. 片付けごみ発生量の推計	34
(1) 発生時期	34
(2) 地震災害	34
(3) 風水害	36
3. 被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計	37
4. 収集運搬	37
5. 仮置場	39
(1) 仮置場の分類	39
(2) 必要面積の算出	40
(3) 仮置場候補地の選定項目	44
(4) 仮置場候補地の選定手順	46
(5) 仮置場の運営における留意点	47
6. 処理可能量の推計	49
(1) 施設概要	49
(2) 処理可能量	49
7. 再資源化・最終処分	50
8. 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分	52
9. 有害廃棄物・処理困難物	53
第2節 し尿処理	57
1. 施設概要	57

2. 収集運搬	57
3. し尿発生量の推計（し尿処理需要量）	57
4. 避難所における仮設トイレの必要設置数検討	58
5. 仮設トイレ等の保管状況.....	59
第4章 その他	60
第1節 環境対策、モニタリング	60
第2節 道路啓開	61
第3節 損壊家屋等の解体・撤去	61
1. 損壊家屋等の公費解体	62
2. 公費解体の受付体制等の検討	62
3. 石綿（アスベスト）調査.....	63
第4節 国庫補助金	64
1. 概要	64
2. 災害廃棄物等の処理記録.....	64
第5節 仮設処理施設	65
第6節 貴重品や思い出の品の取扱い	65

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の目的

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土であると言われています。

近年では、阪神淡路大震災（平成 7 年）、東日本大震災（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）、大阪北部地震（平成 30 年）、平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年）など、全国各地で大規模な災害が発生し、大量に発生する災害廃棄物の処理について、各自治体の大きな課題となっています。

国では、これらの災害対応から得られた教訓や知見を踏まえ、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定）を策定するとともに、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害廃棄物処理計画の策定を、都道府県及び市町村に求めています。

京都府においては、平成 31 年 3 月に「京都府災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村や一部事務組合等が被災した場合に想定される行動・対応等を示されています。

本市では、平成 18 年 10 月に「京田辺市震災廃棄物処理計画」及び「京田辺市水害廃棄物処理計画」を策定していますが、国において「災害廃棄物対策指針」が改定され、近年の災害廃棄物に対する教訓や知見が盛り込まれたことから、新たに計画を策定することとしました。

また、平成 30 年度には、国の「災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」に採択され、災害廃棄物の推計発生量や仮置場必要面積などを取りまとめていただきました。

京田辺市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、「災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」で取りまとめていただいた内容を基に、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するとともに、早急に復旧・復興することを目的に策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、京都府災害廃棄物処理計画や京田辺市地域防災計画と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的事項や処理方法・手順を示したものです。

災害発生時には、本計画に基づき、被害状況に対応した災害廃棄物処理実行計画を策定します。

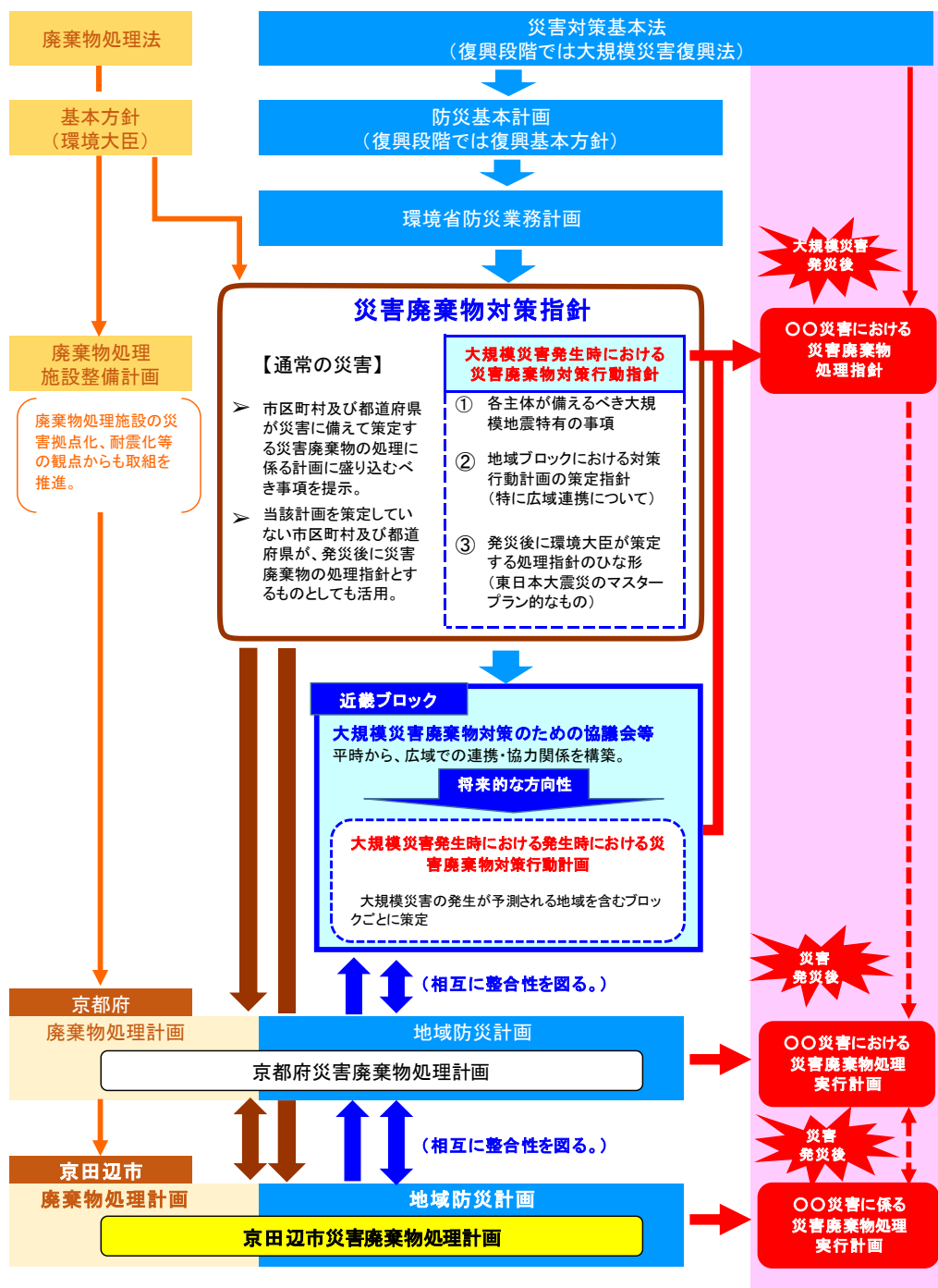


図1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

第3節 対象とする災害と被害想定

本計画では、地震災害及び風水害から、市域において最も大きな被害が想定される「生駒断層帯地震」と「木津川の氾濫」について、災害廃棄物発生量を推計しました。

1. 地震災害

京都府地震被害想定調査によれば、本市において「生駒断層」を震源とする地震が発生した場合には、地震規模M7.5、市域では最大震度7に達すると予想されています。

表1 対象とする災害と被害想定（地震災害）

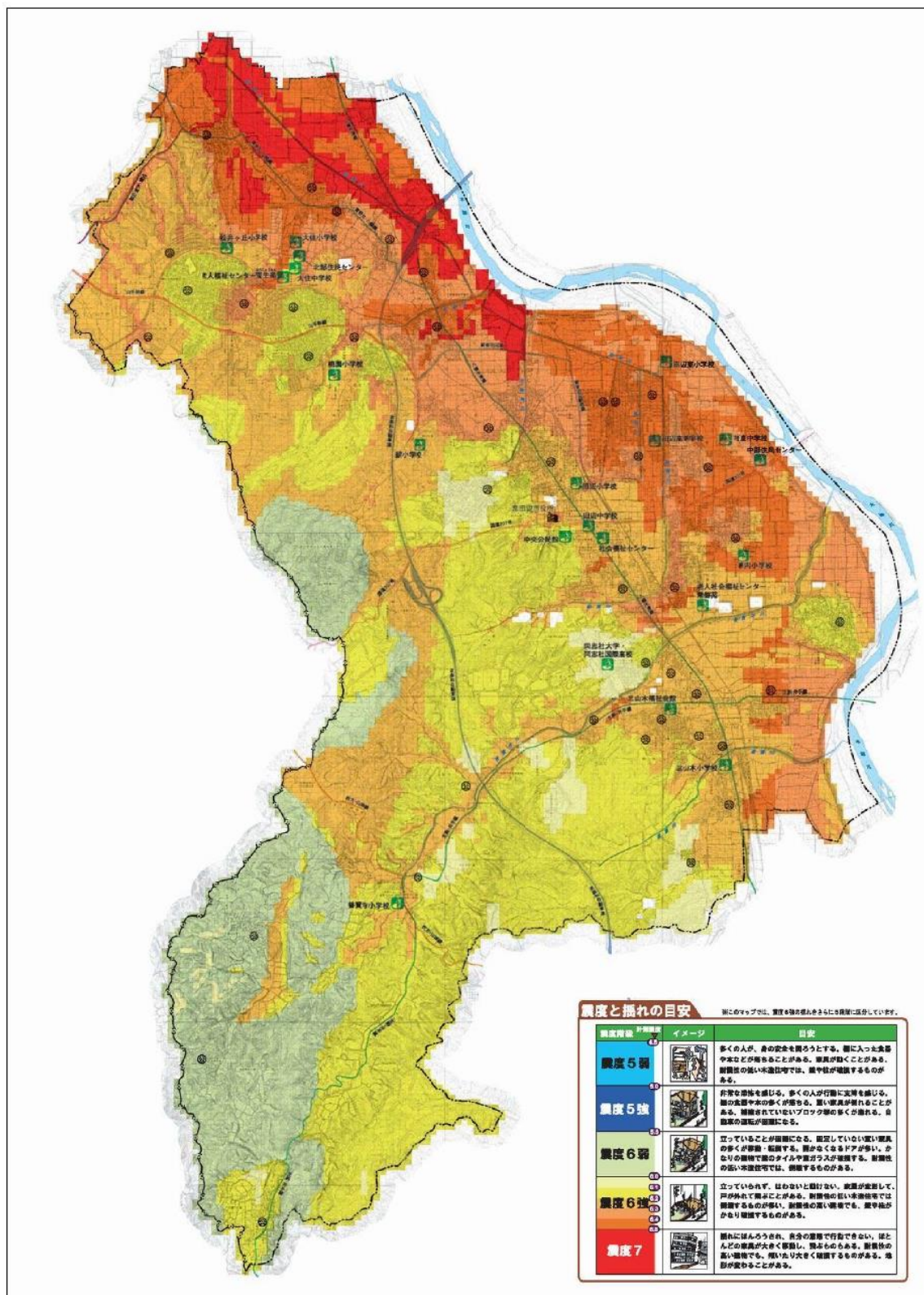
地震災害	最大予想 震度	建物被害棟数（棟）			
		全壊	半壊	火災焼失	合計
生駒断層帯地震	7	8,030	7,270	1,500	16,800

出典：「京都府地震被害想定調査」（平成20年、京都府）

写真：熊本地震被害状況（平成28年）



出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）



出典：「京田辺市地域防災計画 震災対策編」（平成30年度改定、京田辺市）

図2 生駒断層帯地震における震度分布図

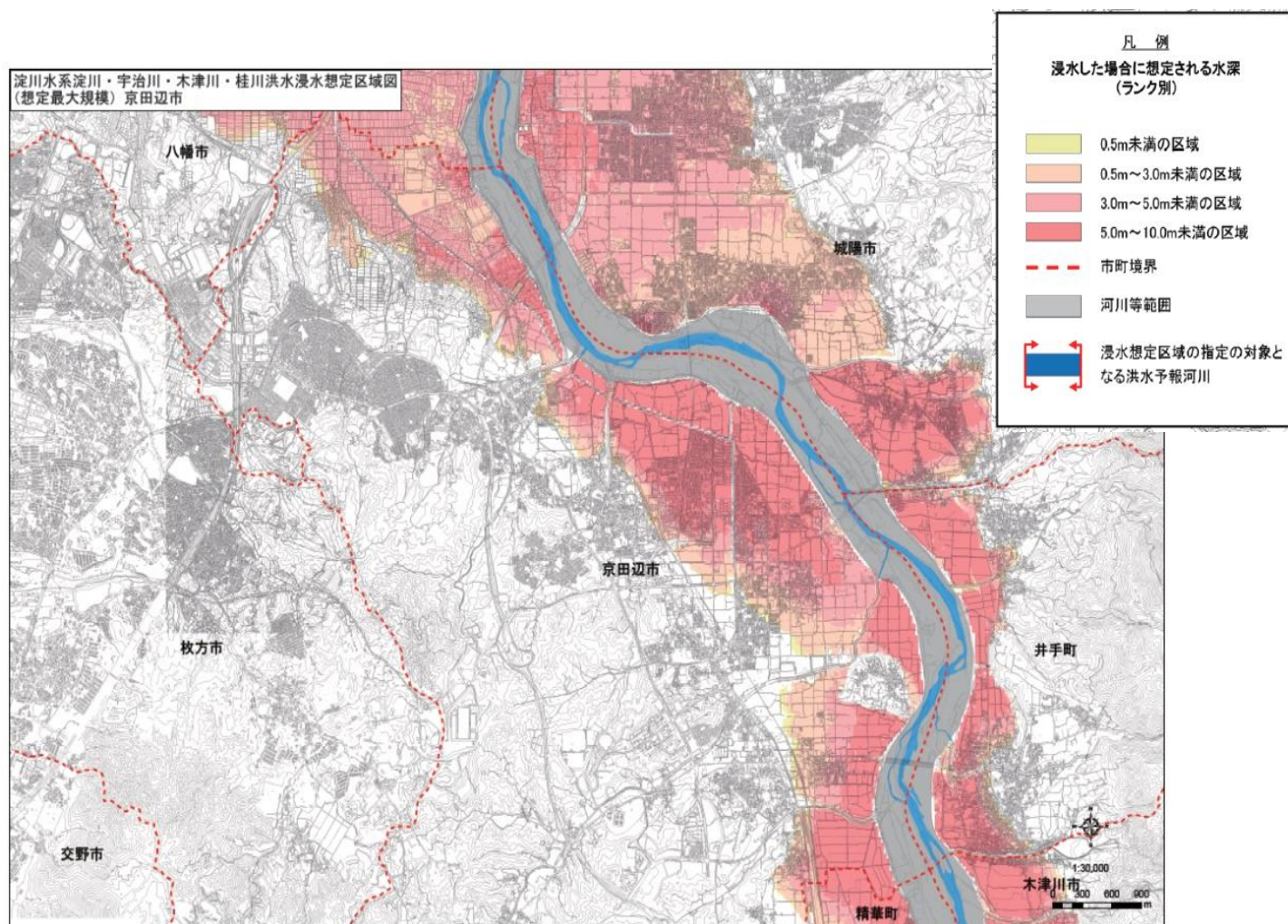
2. 風水害

本市では、旧来より木津川の氾濫により大きな被害を受けており、豪雨等による水害が懸念されます。河川近傍では 5.0m 以上の浸水が想定されています。

表2 対象とする災害と被害想定（風水害）

風水害	建物被害棟数（棟）				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	6,769	592	913	656	8,930

出典：「平成 30 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」
（平成 31 年 3 月、環境省近畿地方環境事務所）



出典：「木津川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」
（平成 29 年 6 月 14 日、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所）

図3 木津川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

表 3 洪水浸水想定区域図の概要

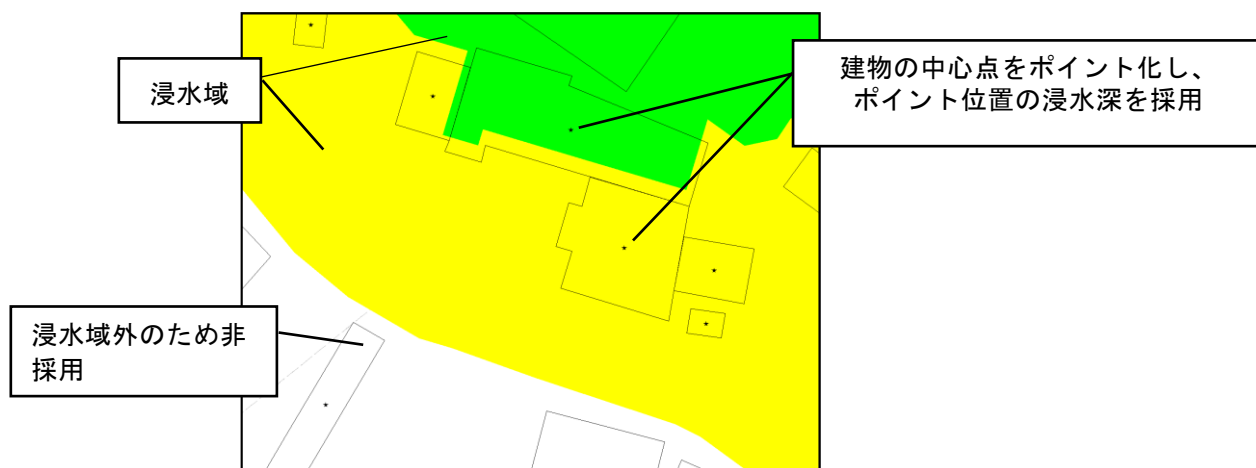
浸水想定	木津川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
作成者	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所
公表	平成 29 年 6 月 14 日
降雨量	加茂地点上流域の 12 時間総雨量 358 mm（淀川合流点～島ヶ原地点）

【参 考】建物被害棟数の推計手順

国土地理院が公表している基盤地図情報の建物データ（平成 30 年 7 月 3 日時点）と本市の想定浸水深から、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の被害棟数を推計しました。

表 4 被害区分判定の基準とする浸水深

被害区分	浸水深
全壊	2.0m以上
半壊	1.5m以上 2.0m未満
床上浸水	0.5m以上 1.5m未満
床下浸水	0.5m未満



出典：「平成 30 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」
（平成 31 年 3 月、環境省近畿地方環境事務所）

第4節 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、「地震、風水害及びその他自然災害により発生する廃棄物（災害廃棄物）」及び「被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とします。

また、災害廃棄物は、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物に分かれます。

なお、道路や鉄道をはじめとする公共施設等から排出される廃棄物については、原則として管理者の責任において処理するため、本計画の対象としません。

表5 対象とする廃棄物

種類		内訳
地震、風水害及びその他自然災害により発生する廃棄物（災害廃棄物）	可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害物廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの本市の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、石膏ボードなど
	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

第5節 災害廃棄物の特徴

地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴などは、表6のとおりです。

災害の種類により、災害廃棄物の発生箇所、特徴及び組成は大きく異なることから、災害発生時には、被災状況を迅速に把握し、災害廃棄物処理の体制を整えるものとします。

表6 災害廃棄物の特徴など

	地震災害	風水害
発生箇所	・地盤や土地利用などの状況によって変化（耐震性の低い建物や液状化しやすい土地の建物が被災）	・河川決壊は低地部に被害が集中
特徴	・突発的かつ大量に発生 ・家具等と倒壊家屋解体廃棄物に分別 ・倒壊家屋解体には重機使用	・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期） ・腐敗、悪臭及び汚水の発生 ・浄化槽が浸水するとブローアの故障などで浄化槽機能が損なわれる場合が多い
組成の違い	・大型ごみが大量に発生 ・処理困難物などが発生 ・倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生	・木くずや大型ごみ（家具など）が大量に発生 ・水分を含んだ畳や土砂付着家具などが大量に発生 ・大量の生木、流木が混入

第6節 計画の見直し

本計画は、災害廃棄物対策指針や京田辺市地域防災計画、京都府災害廃棄物処理計画が改定された場合、または、訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、状況の変化に応じて、適宜見直しを行うこととします。

第2章 基本的事項

第1節 基本方針

災害廃棄物は、以下の基本方針に従い処理することとします。

(1) 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、国や府、民間事業者等と連携するとともに、災害ボランティアの協力を得て、災害廃棄物の迅速な処理を行います。

(2) 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路及び廃棄物処理施設の被災状況、処理能力等を逐次把握した上で、刻々と変化する状況に対応しながら、計画的な処理を進めます。

(3) 環境に配慮した処理

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）において、環境モニタリングを実施するなど、周辺住民の生活環境に配慮して、災害廃棄物の処理を進めます。

(4) 再資源化の推進

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がり、処理期間の短縮にも有効であることから、廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）段階から分別を徹底するとともに、仮置場等における選別を実施します。

第2節 処理スケジュール

災害廃棄物の処理については、東日本大震災や熊本地震等における事例を踏まえ、概ね3年以内に処理を完了させることを基本に、処理目標期間を設定します。

また、処理スケジュールは、施設の被災状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、進捗状況に応じて、適宜見直すこととします。

表7 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定、環境省）

表8 処理目標期間

内容	処理目標期間
災害がれきの撤去（道路上や生活域近辺のもの）	1年以内
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の収集	
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の処理	1年6ヶ月以内
一次仮置場への搬入完了（倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	2年以内
一次仮置場からの搬出完了（二次仮置場等への搬入完了）	2年6ヶ月以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

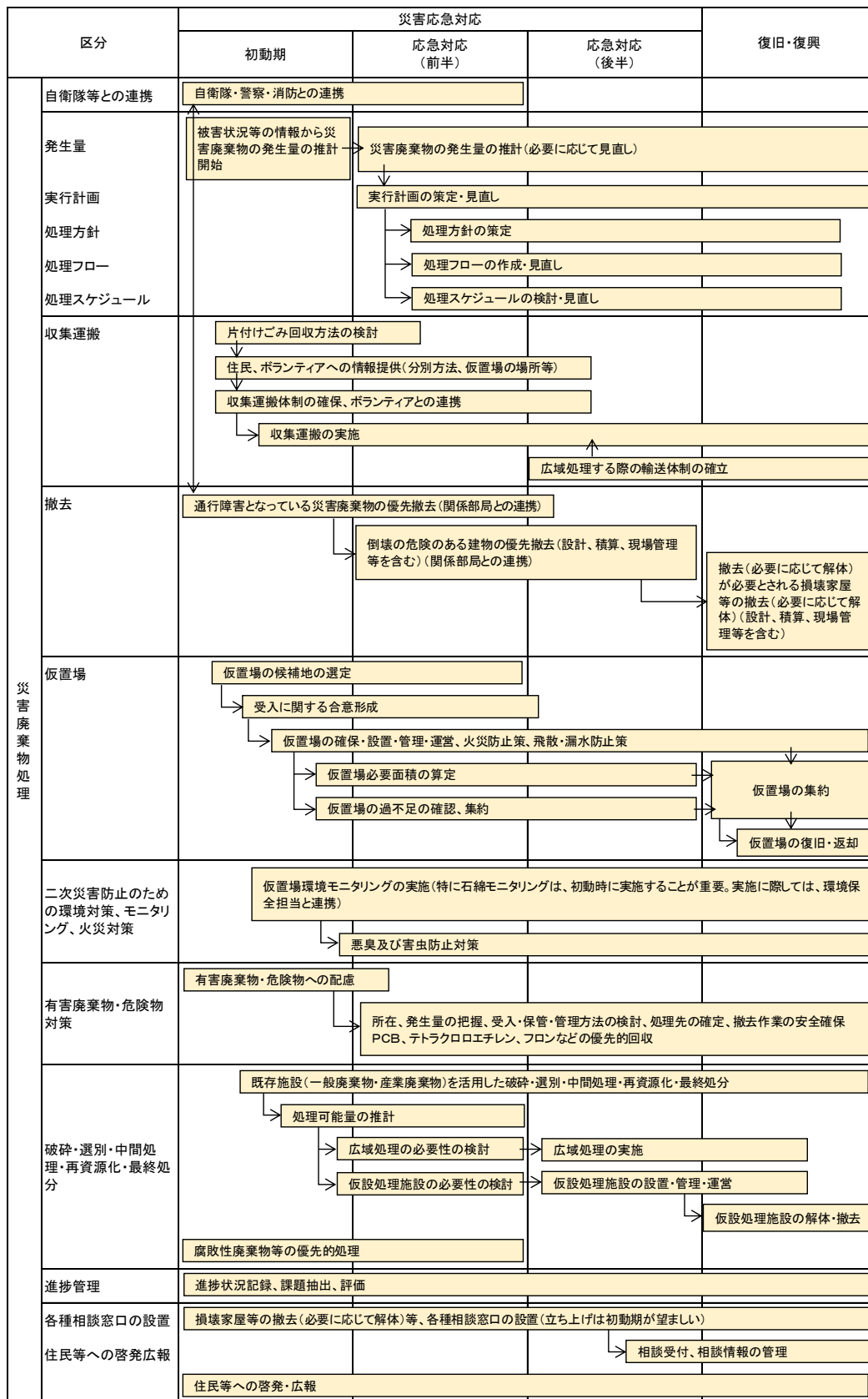
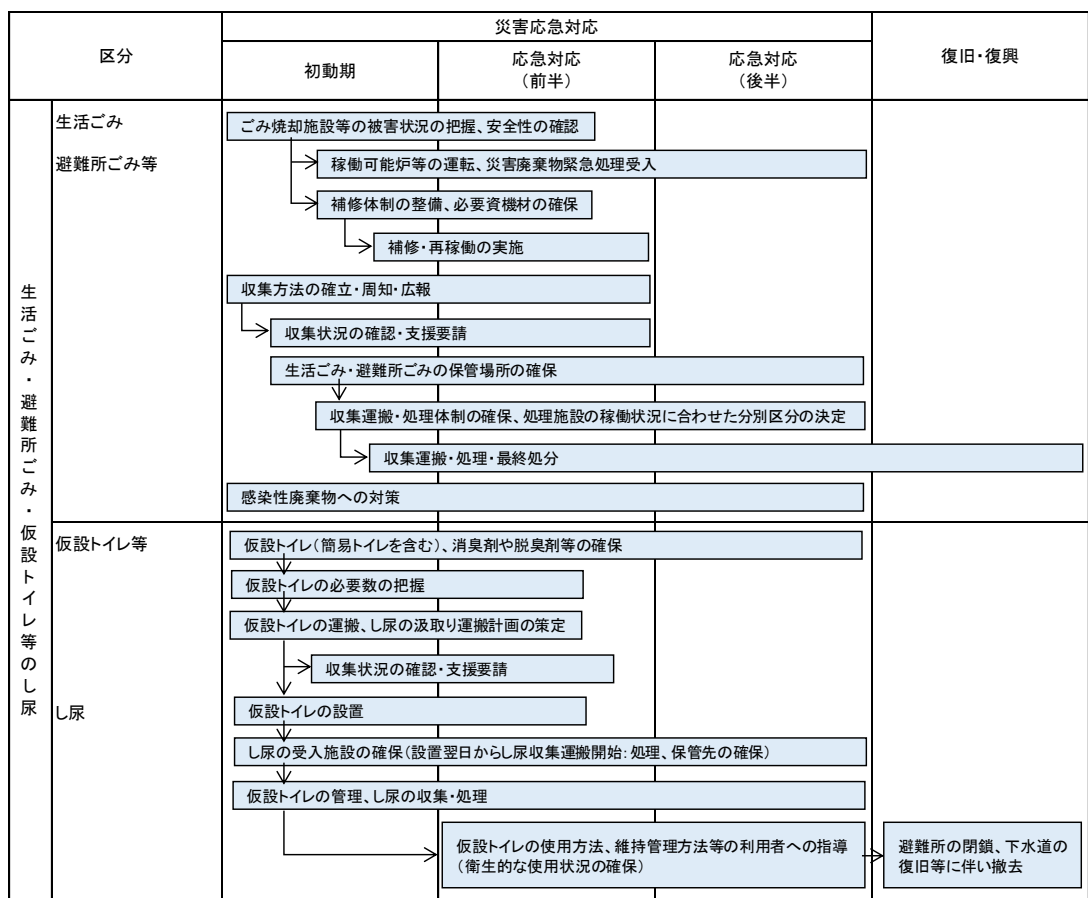


図4 災害廃棄物の処理フロー



出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定、環境省）を一部修正

図 5 生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿の処理フロー

写真：熊本地震被害状況（平成 28 年）



出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

表 9 処理体制構築に必要な業務一覧

(1) 災害廃棄物処理体制の確保等	
初動期	発災後、災害廃棄物処理対応のための人員を確保します。また、早急に被害状況の把握を行います。
(2) 一般廃棄物処理施設の復旧等	
初動期～ 復旧・復興期	一般廃棄物処理施設の被害状況に応じて、施設の復旧等を行います。
(3) 仮置場の設置	
初動期～ 応急対応期	ア 仮置場の設置 道路啓開や救助捜索活動に伴い、撤去する必要がある損壊家屋等や被災した住民の排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に一次仮置場を設置します。 なお、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生し、その処理のための手続に時間を要する可能性があるため、これらを一時的に保管する場所も確保します。 応急対応期には、関係者と調整、協議を行い、災害廃棄物の減容化、再資源化等を行うための二次仮置場を設置します。 イ 生活環境の保全及び作業安全性の確保 自然発火による火災を予防するため、災害廃棄物を高く積み上げる場合、ガス抜き管を設置するとともに、市民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努めます。必要に応じて仮置場における大気（石綿を含む。）、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを実施します。
復旧・復興期	災害廃棄物の処理進捗状況や発生量の見直し等を踏まえ、仮置場の追加設置や廃止等の検討を行います。 仮置場における災害廃棄物処理の完了後、仮置場廃止に当たり、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守した現状復旧を行います。
(4) 収集運搬体制の構築等	
初動期～ 応急対応期	平時に検討した内容を基に、一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法やルート、必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立します。
復旧・復興期	一般廃棄物処理施設や道路の復旧状況、仮置場設置状況等を踏まえ、収集運搬の方法、ルートなど収集運搬体制の見直しを行います。
(5) 生活ごみ等の処理	
初動期～ 応急対応期	廃棄物の腐敗に伴う悪臭や害虫の発生、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生などが懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤の散布などを実施します。

復旧・復興期	避難所の閉鎖などの状況を踏まえ、生活ごみ等の処理体制を見直し、平時の処理体制へ移行します。
(6) 災害廃棄物処理に係る受援・支援	
初動期～ 応急対応期	廃棄物処理業者の支援だけでは迅速かつ適正な処理が困難な場合は、速やかに受援体制を整え、府に支援を要請します。
復旧・復興期	災害廃棄物の処理進捗状況や発生量の見直し等を行い、府へ定期的に報告します。
(7) 市民等への情報提供	
初動期	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理については、市民の協力が欠かせないことから、丁寧で分かりやすい広報に努めます。 <初動期の広報の内容> ○ 災害廃棄物の収集方法（戸別収集、仮置場への搬入） ○ 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法 ○ 分別の必要性、方法、種類 ○ 家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物や石綿、P C B 含有機器等の有害廃棄物の取扱方法 ○ 不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止 ○ 生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底 ○ 家電4品目の排出方法 ○ 要配慮者等に対する周知 ○ 最新情報の入手方法 ○ 災害廃棄物に関する問い合わせ先 ○ 安全対策（防じんマスクの着用等）等
応急対応期	発災後の状況に応じて、広報紙やウェブサイト、SNS等を活用して、分かりやすい広報に努めます。 <応急対応期の広報の内容> ○ よくある質問と回答例 ○ 仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物 ○ 災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）等
(8) 建築物等の撤去	
応急対応期～ 復旧・復興期	各種法令を遵守し、建築物の撤去を実施します。
(9) 災害廃棄物の適正な処理、処分	
応急対応期～ 復旧・復興期	各種法令を遵守し、廃棄物の処理を実施します。
(10) 仮置場の運営、管理	
応急対応期～ 復旧・復興期	仮置場の災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別回収が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながります。そのため、発災直後から分別を徹底し、

	便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理します。また、災害廃棄物の処理が滞ることがないよう次の事項を日々把握及び整理します。 ＜把握及び整理する事項＞ ○ 災害廃棄物の搬出入量（種類ごと）、搬出入台数 ○ 災害廃棄物の保管量、保管場所、保管面積 ○ 災害廃棄物の搬出入者、搬出入車両 ＜搬出入量の管理方法＞ ○ 仮置場への不法投棄を防止するため、搬入者や搬入車両を管理 ○ 正確な搬出入量把握のため、トラックスケールを設置して計量するとともに、保管量、保管場所、保管面積及び積み上げの高さについて図面で整理 ○ （トラックスケールを設置していない初期段階） 災害廃棄物を計量し、搬出入量を管理（災害廃棄物の体積及び比重から計測等）復旧・復興期には、次の点を踏まえた仮置場の適切な運営・管理の実施 ○ 運営に必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）等の確保 ○ 一次仮置場において、被災現場から搬入されたものの保管や粗選別を行い、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破碎・選別、焼却等） ○ 二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破碎・選別機）の必要性、必要基数及び設置箇所を検討 ○ 仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮。設置決定後は、関係法令に基づく手続（環境影響評価、都市計画決定等）、工事発注作業、設置工事等を進め、適切な運営・管理の実施 ○ 火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策 ○ 持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗ごみ等による廃棄物の混入防止
（11）事務委託の実施	
初動期～ 応急対応期	大量の災害廃棄物が発生し、自らその処理を行うことが困難な場合については、地方自治法の規定に基づき、府に対して事務委託に係る協議を要請します。
（12）災害廃棄物処理の進捗管理	
応急対応期～ 復旧・復興期	処理状況や業務達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進捗を管理します。その際、短期的な目標を設定し、逐次、その達成状況の把握及び検証を行いながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。 応急対応期には、災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物処理及び業務の進捗管理を行い、適宜、処理実績の公表、要処理量の算定等を行うとともに、必要に応じて、人材、資機材を確保します。

	復旧・復興期には、応急対応期に掲げた仮置場の運営や市民の生活環境の確保、作業安全性の確保、市民への広報、国庫補助金対応等を実施します。 また、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗管理を行うとともに、処理事業の完了時期見込みを検討する場合は、仮置場の現状復旧に要する期間も考慮します。
--	--

第3節 災害廃棄物の処理主体

1. 市の役割

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条第1項の規定により、災害廃棄物の処理について、第一義的に責任を負うこととされています。本市は、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設を最大限活用し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めます。

また、平時に、本市及び枚方京田辺環境施設組合は、災害時の対応について協議し、体制整備を図ります。

2. 枚方京田辺環境施設組合の役割

災害廃棄物（可燃ごみ）は、枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設で適正かつ迅速に処理を実施することを基本とします。

また、災害廃棄物の分別、収集運搬に係る助言等を行い、構成市と連携して処理を実施します。

※枚方京田辺環境施設組合は、京田辺市及び枚方市で構成する一部事務組合です。

3. 府の役割

大規模災害時には、被災市町村や関係団体等と連絡調整の上、人的支援・物的支援等を行うこととされています。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本市が地震等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、府に事務委託を行います。

4. 国の役割

環境省の各地方環境事務所が地域ブロックの中心となり、被災市町村の支援を行うほか、処理方針等を定めて、全体の進捗管理を行います。

なお、大規模災害時には、被災市町村自らの処理が困難な場合、災害対策基本法に基づき、災害廃棄物の処理を代行することができるとされています。

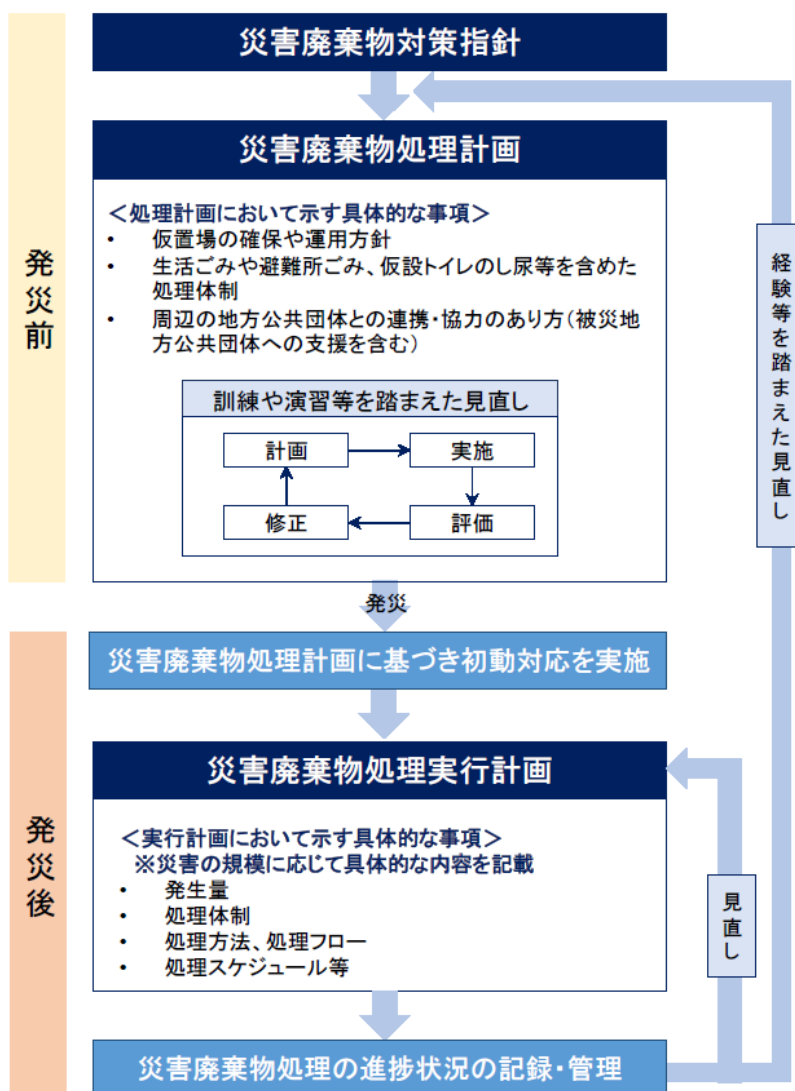
5. 民間事業者の役割

災害廃棄物の処理に関連する事業者は、災害時に適正処理と迅速な処理に努めるものとし、また、既に協定を締結している事業者については、府や本市からの要請に応じて処理等を行います。

第4節 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画です。

実行計画の位置付け、記載すべき項目（例）については、以下のとおりです。



出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定、環境省）

図6 災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付け

表 10 災害廃棄物処理実行計画の項目（例）

1 概要と方針 （１）計画の目的 （２）計画の位置付け （３）計画の期間 （４）計画の見直し	本計画に基づき記載 災害廃棄物の処理が完了するまでの期間 災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には、随時見直しを実施
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況 （１）地域内の被災状況 （２）災害廃棄物の発生状況	最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針 （１）基本的な考え方 （２）処理期間 （３）処理体制 （４）処理フロー	①迅速な対応・処理 ②計画的な対応・処理 ③環境に配慮した処理 ④再資源化の推進 3 年以内を目処 庁内の組織体制以外にも、府や近隣市町村、民間事業者等との連携も整理 種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法 （１）災害廃棄物の集積 （２）災害廃棄物の選別 （３）災害廃棄物の処理・処分	仮置場の設置、運営方法の整理 仮置場での分別区分とその手法の整理 廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

第5節 組織体制と業務概要

1. 組織体制

本市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置します。

発災直後は、人員不足により、少数の職員が多くの役割を兼務することが予想されるため、他部署や府、近隣市町村等からの人的支援を受け、組織体制を再編して、災害廃棄物の処理にあたります。

災害廃棄物の処理を担当する内部組織（災害廃棄物処理チーム）については、図7を例とします。

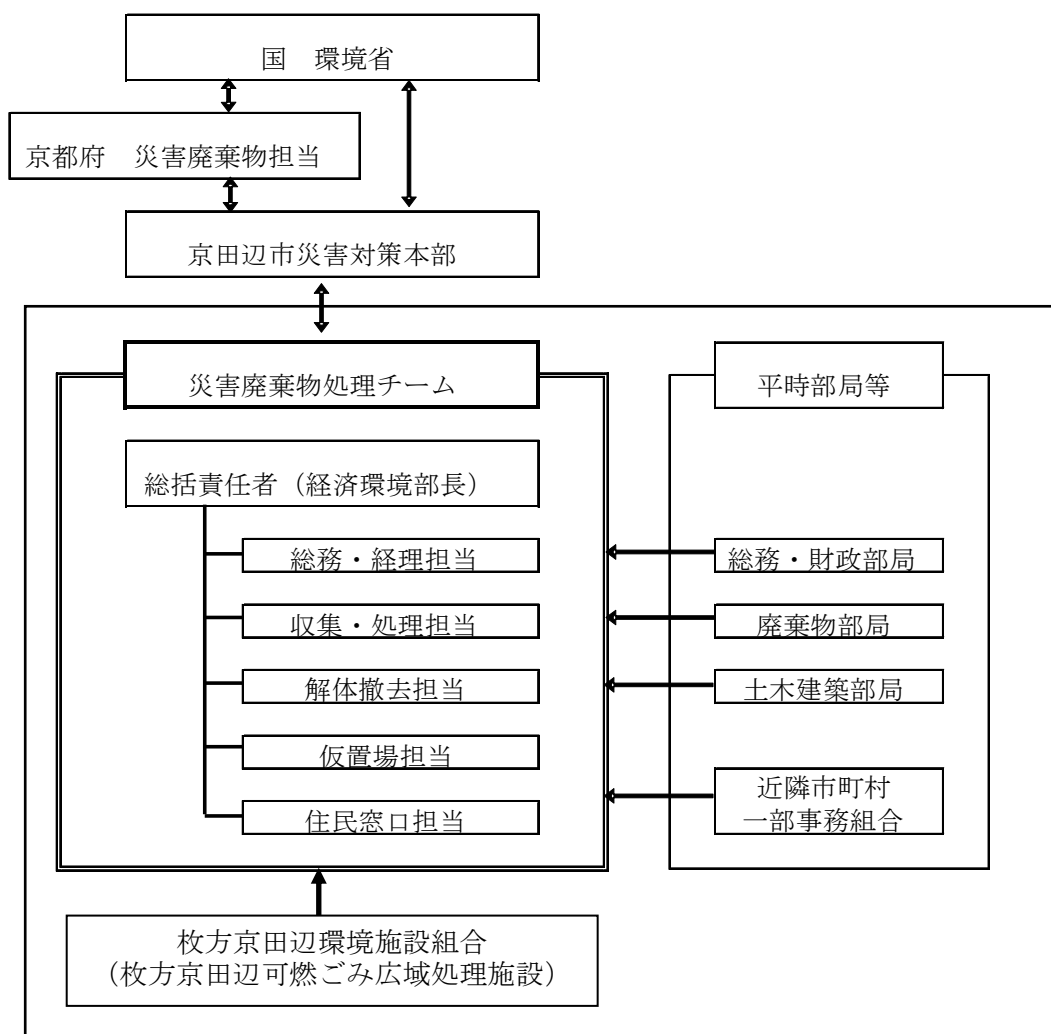


図7 災害廃棄物処理対策組織の構成（例）

表 11 各担当の主な業務概要

担当	主な業務概要
総括責任者 (経済環境部長)	・ 災害廃棄物等の処理方針及び目標の決定 ・ 関係機関や各作業の状況に応じた意思決定
総務・経理担当 (経済環境政策推進室) (農業委員会事務局)	○ 総合調整業務 ・ 災害対策本部との連絡・調整 ・ 実行計画の策定 ・ 職員の参集状況の確認、人員の配置、労務管理 ・ 災害ボランティアの受入対応 ・ 支援要請や受援体制の整備 ○ 経理業務 ・ 必要な資金の調達・管理 ・ 業者選定（施設整備、資機材調達等）に係る契約 ・ 補助金申請の対応
収集・処理・仮設トイレ 担当 (清掃衛生課) (環境政策課)	○ 収集業務 ・ 災害廃棄物等の収集・処理 ・ 各委託業務の積算及び監督 ○ 処理業務（可燃ごみ以外） ・ 災害廃棄物等の処理 ・ 廃棄物処理施設の被災状況等の把握 ○ 仮設トイレ業務 ・ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去
解体撤去担当 (農政課)	・ がれき等の撤去 ・ 損壊家屋等の解体撤去 ・ 各委託業務の積算及び監督
仮置場担当 (清掃衛生課)	・ 仮置場の開設、運用、管理、現状復旧 ・ 各委託業務の積算及び監督
住民窓口担当 (産業振興課)	・ 住民広報（災害廃棄物等の収集、仮置場）、啓発（分別区分） ・ 公費解体の受付 ・ 問い合わせ対応
処理施設 (枚方京田辺環境施設組合)	○ 処理業務（可燃ごみ） ・ 災害廃棄物等の処理 ・ 廃棄物処理施設の被災状況等の把握 ・ 構成市（京田辺市、枚方市）との調整 ・ 作業計画の作成

2. 各主体の業務分担

平時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対応期及び復旧・復興期の各段階における国、府及び市の業務分担は、表 12 及び表 13 のとおりです。

表 12 各主体の業務分担（平時及び初動期）

主体	区分	平時（事前準備）	初動期（発災直後）
市	組織 体制	・組織体制の整備 ・関係機関との連絡体制の整備 ・支援協定の締結	・災害廃棄物処理チームの設置 ・責任者の決定、指揮命令系統の確立 ・組織内部・外部との連絡手段の確保
	廃棄物 処理	・廃棄物処理施設の耐震化と災害対策 ・仮設トイレの確保 ・仮置場候補地の選定 ・災害時の廃棄物処理方針の検討 ・災害対策経験者リストの作成	・被害状況把握、府への報告 ・民間事業者等への協力・支援要請
	支援		・支援体制（組織・人員・機材等）を含む計画
府	組織 体制	・組織体制の整備 ・関係機関との連絡体制の整備 ・支援協定の締結	・災害に対応した組織体制の確立 ・被災市町村との連絡手段の確保 ・広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整
	廃棄物 処理	・事務委託手続の検討 ・災害対策経験者リストの作成	・被害情報の収集 ・被災市町村の支援ニーズの把握、国への報告 ・収集運搬、処理体制に関する支援・助言
	支援		・広域的な視点からの支援体制（組織・人員・機材等）の確保
国		・大規模災害時の財政支援の制度化 ・効果的な廃棄物処理制度の検討（府・市からの働きかけ）	・組織体制の整備 ・府からの情報確認、支援ニーズの把握 ・緊急派遣チームの現地派遣 ・災害廃棄物処理対策協議会の設置 ・広域的な協力体制の整備 ・国際機関との調整

表 13 各主体の業務分担（応急対応期及び復旧・復興期）

主体	区分	応急対応期	復旧・復興期
市	組織体制	・ 民間事業者や府と連携した体制の整備	・ 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・ 災害廃棄物の仮置き ・ 府・近隣市町村及び民間事業者への支援要請 ・ 実行計画の策定 ・ 災害廃棄物処理の進捗状況	・ 実行計画の実施 ・ 復旧復興計画と合わせた処理・再資源化 ・ 民間事業者等への支援要請 ・ 災害廃棄物処理の進捗管理
	支援	・ 支援に必要な情報収集・支援の実施 ・ 災害対策経験者の派遣	・ 支援に必要な情報収集・支援の実施 ・ 長期支援の実施検討
府	組織体制	・ 国や府内市町村、民間事業者と連携した体制整備	・ 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・ 被災市町村の情報収集・支援要請 ・ 実行計画の検討支援 ・ 実行計画の策定（事務委託を受けた場合） ・ 災害廃棄物処理の進捗管理（同上）	・ 被災市町村の情報収集・支援要請 ・ 実行計画の策定（事務委託を受けた場合） ・ 府による災害廃棄物の処理（同上） ・ 災害廃棄物処理の進捗管理（同上）
	支援	・ 支援に必要な情報収集、支援の実施 ・ 災害対策経験者の派遣	・ 支援に必要な情報収集、支援の実施 ・ 長期支援の実施検討
国		・ 府からの情報確認、支援ニーズの把握	・ 府からの情報確認、支援ニーズの把握

第6節 情報収集及び連絡体制

1. 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理の基礎情報とするため、災害対策本部等から表 14 のとおり情報を収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとします。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれ、刻々と更新されることから、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとします。

表 14 災害対策本部等からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・ 避難所名 ・ 各避難所の収容人数	トイレ必要数把握 (し尿処理関連)
建物の被害状況の把握	・ 建物の全壊及び半壊棟数 ・ 建物の焼失棟数	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握	・ 水道施設の被害状況 ・ 断水(水道被害)の状況と復旧の見直し ・ 下水処理施設の被災状況 ・ 主要な道路・橋梁の被害状況と復旧の見直し	インフラの状況把握

2. 災害時の情報共有項目

災害時の情報共有項目(例)は、表 15 のとおりです。

表 15 災害時の情報共有項目(例)

項目	内容	緊急時	復旧時
職員・施設被災	職員の参集状況	◎	
	廃棄物処理施設の被災状況	◎	
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
仮設トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
	仮設トイレの配置計画と設置状況	◎	
	仮設トイレの支援状況	◎	○
	仮設トイレの撤去計画・撤去状況		◎
	仮設トイレ設置に関する支援要請	◎	
し尿処理	被災状況から収集対象し尿の推計発生量	◎	
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎	

	市町村等のし尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○
	市町村等のごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況		◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎	
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	解体撤去申請の受付状況	○	◎
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	◎
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	◎
	仮置場の配置・開設準備状況	◎	
	仮置場の運用計画	○	
	仮設焼却施設の整備・運用計画		◎
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況		◎

◎＝特に優先順位の高いもの

出典：「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」（平成 22 年 3 月、環境省）を一部修正

3. 府との情報共有

府との連絡手段を確保し、廃棄物処理施設の被災状況、仮置場整備状況、腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況等について、京都府に報告します。

表 16 府への報告事項

区分	報告事項	目的
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	処理体制の構築
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の保全

第7節 協力・支援体制

1. 自衛隊・警察・消防との連携

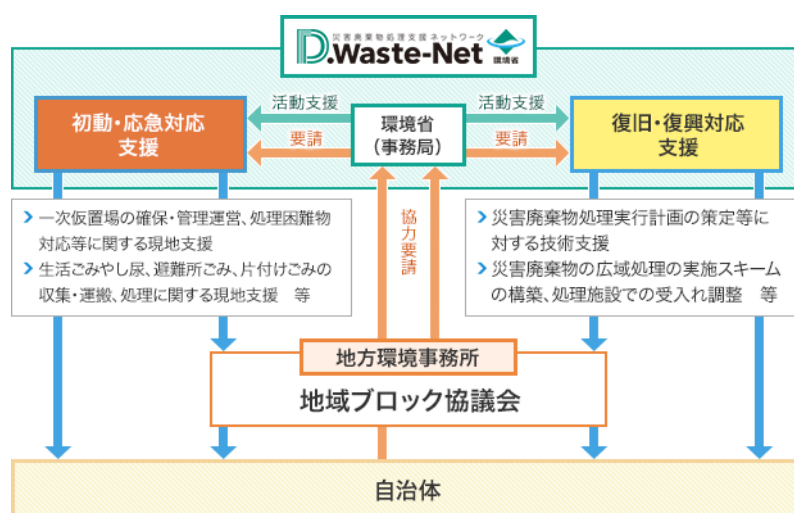
発災直後においては、人命救助が最優先になります。

また、発災直後の人命救助やライフラインの復旧には、自衛隊や警察、消防、道路部局等が関係するため、情報の一元化の観点から防災部局（災害対策本部）と調整した上で連携します。

2. 府、国の支援

大規模災害が発生し、本市のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合、災害廃棄物処理に必要な人員の派遣や機材の提供等を要請します。

また、災害廃棄物対策に係る知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力の向上につなげることを目的に、環境省が事務局となり運営している「D.Waste-NET（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」を有効に活用します。



出典：「災害廃棄物対策情報サイト」（環境省ホームページ）

図8 D.Waste-NETの災害時の支援の仕組み

3. 他自治体の支援

本市では、他自治体と災害時等の相互支援協定を締結しており、受援・応援を想定した協力体制を構築しています。

本市に被害が発生した場合には、被災状況に応じて、協定に基づき支援を要請するとともに、他の自治体に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行います。

なお、本市が他自治体と締結している協定は表17のとおりです。

表 17 相互応援協定一覧（他自治体）

協定	締結先	締結日
一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	大阪府枚方市	平成 21 年 10 月 7 日
霧島市・京田辺市災害時相互支援協定	鹿児島県霧島市	平成 24 年 10 月 15 日
習志野市・京田辺市災害時相互支援協定	千葉県習志野市	平成 25 年 1 月 29 日
京田辺市・香芝市災害時相互支援協定	奈良県香芝市	平成 31 年 1 月 17 日

4. 民間事業者との連携

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片など、産業廃棄物と同様の性状のものが多く、民間の建設業者や廃棄物処理業者の方が処理方法に精通している場合があります。そのため、協定等を締結している民間事業者の支援・協力を受け、迅速な処理を目指します。

本市及び京都府における民間事業者との災害支援協定の締結状況は、以下のとおりです。

表 18 民間事業者との災害支援協定一覧（京田辺市）

協定	締結先	締結日
災害時における応急工事等の協力に関する協定書	京田辺市建設業協会	平成 19 年 3 月 1 日

表 19 民間事業者との災害支援協定一覧（京都府）

協定	締結先	締結日
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	公益社団法人京都府産業資源循環協会	平成 17 年 12 月 19 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人京都府建物解体協会	平成 23 年 1 月 19 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人京都府解体工事業協会	平成 23 年 3 月 8 日

5. 災害ボランティアとの連携

大規模災害時には、柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が大きく期待されています。

そのため、平時より、窓口となる災害ボランティアセンターと適切な協力のあり方について調整を図ります。

(1) 災害ボランティアの要請

災害時における災害ボランティアとの連携については、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間などを明示して要請します。

(2) 災害ボランティアに係る留意事項

災害ボランティアには、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思いつきの品の整理及び清掃などの作業を要請します。

発災時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、災害ボランティアセンターとの連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるよう作業内容の指示、連絡などに十分配慮します。

また、災害廃棄物の分別方法や搬出先の案内、健康への配慮等に関する情報について、ボランティア向けのチラシを作成するなど、効果的な周知・広報を行います。

表 20 災害ボランティアセンターに関する協定

協定	締結先	締結日
京田辺市災害ボランティアセンターに関する協定書	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会	平成 28 年 9 月 30 日

6. 協定等を活用した受援内容の整理

協定等を活用した受援を想定し、各主体の廃棄物処理に係る知識、経験等に応じた受援内容については、表 21 のとおり整理します。

表 21 協定等を活用した受援内容

区分	受援内容		受援主体	
			自治体	民間団体
知見に関する支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	○	—
	設計・積算	発注に係る設計及び積算の補助		
	契約	契約事務の補助		
	書類作成	災害報告書等の作成の補助		
資機材に関する支援	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両	○	○
	処分	中間処理に関する広域支援		
人員に関する支援	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集	○	—
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督		
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認		
	窓口対応	窓口問い合わせ		
	広報	市民への広報（分別等）		

第8節 啓発・広報

1. 対応時期ごとの発信方法、発信内容

災害廃棄物の処理にあたって、市民に伝達・発信すべき情報は対応時期によって異なります。対応時期は、「災害初動時、災害廃棄物の撤去・処理開始時、処理ライン確定～本格稼働時」の3つに分けて考えることができます。

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	・自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し ・自治体のホームページ ・マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容）	・有害・危険物の取り扱い ・生活ごみや尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 ・問い合わせ先 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	・広報宣伝車 ・防災行政無線 ・回覧板 ・自治体や避難所等での説明会 ・コミュニティFM	・仮置場への搬入 ・被災自動車等の確認 ・被災家屋の取り扱い ・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等
処理ライン確定～本格稼働時	・災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法	・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報 等

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 1-24】住民等への情報伝達・発信等（災害時）（平成 26 年 3 月、環境省）

図9 対応時期ごとの発信方法と発信内容

2. 留意事項

- ・発災直後は、他の優先情報の周知の阻害や情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信します。
- ・発災翌日以降からは、有害・危険物の取り扱い、集積場所、仮置場の場所及び設置状況、仮設トイレ設置場所、災害廃棄物の分別・収集体制、不法投棄の防止、相談窓口等について避難者や市民に周知します。
- ・仮置場の設置及び運営体制の構築までは、廃棄物はできる限り自宅保管とし、安易に道路上や公園などに排出しないように周知します。

3. 啓発・広報する主な項目

- ・災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法）
- ・生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底
- ・有害・危険物の取扱方法（家庭用ガスボンベやリチウムイオン電池、スプレー缶、石綿、P C B 含有機器等のフロン類含有廃棄物の排出方法）
- ・家電4品目の排出方法
- ・収集時期及び収集期間
- ・住民が持込みできる集積場（場所により集積するものが異なる場合は、その種類を

記載)

- ・仮置場の場所及び設置状況
- ・災害ボランティアの支援依頼窓口
- ・問い合わせ窓口
- ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

4. 災害廃棄物の減量に関する啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、ブロック等のほか、転倒した家財道具などから構成されており、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量を抑制することが可能です。

そのため、平時より住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別に対する啓発・広報を行います。

5. 啓発・広報の手段

市民への啓発・広報の手段としては、広報誌や新聞、テレビ、インターネット（ホームページ）及び避難所への掲示などが考えられます。想定される広報手段（例）については、表 22 のとおりです。

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用するなど、高齢者、障害者、外国人等要配慮者にも確実に情報が伝わるよう、方法や頻度、内容に配慮します。

表 22 広報手段（例）

対象者	広報手段
庁内各課	庁内放送、庁内電話等
一般住民、被災者	広報紙、防災情報メール、防災行政無線（スピーカーは一部地域のみ）、広報車、報道機関等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX等
報道機関	電話、FAX、文書等
その他	掲示板、チラシ、インターネット等

第3章 災害廃棄物処理

第1節 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物の推計発生量

(1) 推計方法

建物被害棟数に、1棟当たりの発生原単位と種類別構成比を掛け合わせて、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の発生量を算定します。

$$\begin{aligned} &\text{◆災害廃棄物発生量（t）} \\ &= \text{建物被害棟数（棟）} \times \text{発生原単位（t/棟）} \times \text{種類別割合（\%）} \end{aligned}$$

(2) 地震災害

災害廃棄物対策指針では、表23のとおり「南海トラフ巨大地震」と「首都直下地震」の発生原単位が設定されています。

南海トラフ巨大地震の発生原単位は、東日本大震災における災害廃棄物処理の実績などにに基づき設定され、首都直下地震の発生原単位は、内閣府による首都直下地震の被害想定（2013年）に基づき設定されています。

本市の住家構造割合は、「平成25年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）において、木造が50%（13,430棟）、非木造が50%（13,610棟）とされており、首都直下地震よりも東日本大震災の処理実績の方が近似値となっています。

そのため、本計画では、南海トラフ巨大地震の発生原単位及び被害区分別の種類割合を採用します。

表23 被害区分別の発生原単位

被害区分		発生原単位	
		南海トラフ巨大地震	首都直下地震
全壊		117 t/棟	161 t/棟
半壊		23 t/棟	32 t/棟
火災焼失	木造	78 t/棟	—
	非木造	98 t/棟	—

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成26年3月、環境省）

表 24 被害区分別の種類別割合

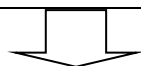
被害区分		種類別割合（％）				
		可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材
液状化、 揺れ、津波	南海トラフ巨大地震	18	18	52	6.6	5.4
	首都直下地震	8	28	58	3	3
火災焼失	木造	0.1	65	31	4	0
	非木造	0.1	20	76	4	0

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 26 年 3 月、環境省）

表 25 地震災害による災害廃棄物の推計発生量

区分	建物被害棟数	発生原単位	廃棄物発生量
全壊	8,030 棟	117 t / 棟	939.5 千 t
半壊	7,270 棟	23 t / 棟	167.2 千 t
床上浸水	—	4.60 t / 世帯	—
床下浸水	—	0.62 t / 世帯	—
火災焼失	1,500 棟	78 t / 棟	117.0 千 t
合計			1,223.7 千 t



種類	廃棄物発生量
合計	1,223.7 千 t
可燃物	199.3 千 t
不燃物	275.1 千 t
コンクリートがら	611.8 千 t
金属くず	77.7 千 t
柱角材	59.8 千 t

※ 火災焼失は、建物構造が不明であることから、全て木造とする。

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 31 年 4 月改定、環境省）

(3) 風水害

災害廃棄物処理対策指針では、南海トラフ巨大地震における床上浸水、床下浸水の災害廃棄物発生量の原単位が示されています。

本計画では、風水害による床上浸水、床下浸水の発生原単位として、南海トラフ巨大地震の発生原単位を採用しました。

表 26 被害区分別の発生原単位

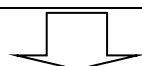
被害区分	発生原単位
全壊	117 t / 棟
半壊	23 t / 棟
床上浸水	4.60 t / 世帯
床下浸水	0.62 t / 世帯

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 26 年 3 月、環境省）

表 27 風水害による災害廃棄物の推計発生量

区分	建物被害棟数	発生原単位	廃棄物発生量
全壊	6,769 棟	117 t / 棟	792.0 千 t
半壊	592 棟	23 t / 棟	13.6 千 t
床上浸水	913 棟	4.60 t / 世帯	4.2 千 t
床下浸水	656 棟	0.62 t / 世帯	0.4 千 t
火災焼失	—	78 t / 棟	—
合計			810.2 千 t



種類	廃棄物発生量
合計	810.2 千 t
可燃物	145.8 千 t
不燃物	145.8 千 t
コンクリートがら	421.3 千 t
金属くず	53.5 千 t
柱角材	43.8 千 t

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 31 年 4 月改定、環境省）

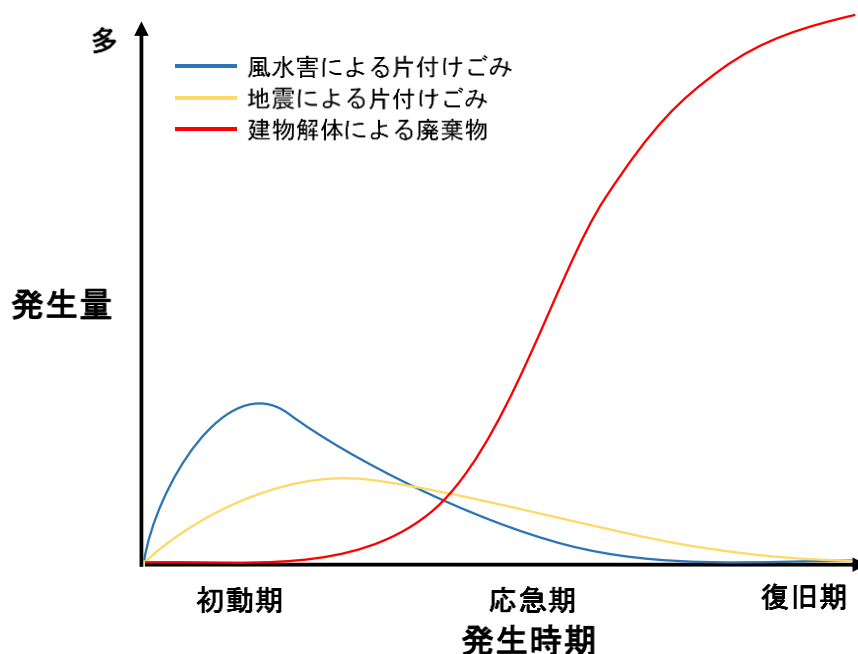
2. 片付けごみ発生量の推計

(1) 発生時期

片付けごみとは、全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生するもので、具体的には、破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電などを指します。

風水害による片付けごみは、浸水による腐敗のため、発災直後に多量に排出される傾向があり、地震による片付けごみは、浸水による腐敗が無いため発災から1ヶ月程度の間で排出される傾向があります。

片付けごみは、災害廃棄物発生量の内数として算出し、その発生時期イメージは図10のとおりです。



出典：「平成30年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」
(平成31年3月、環境省近畿地方環境事務所)

図10 片付けごみの発生時期イメージ

(2) 地震災害

① 推計条件

片付けごみ発生量の推計は、当面必要な仮置場の調達等のため、災害発生後に簡便に試算できることが望まれます。

本計画では、災害により自宅が全壊・半壊・一部損壊した被災者を避難所の避難者数とし、「避難者の最大数＝片付けごみの対象の避難者数」と想定しました。

片付けごみの特徴を地震災害と風水害で比較した場合、風水害による片付けご

みは水分や土砂を含むため、地震による片付けごみより発生量が多いと推定されること、また、平成 28 年に発生した熊本地震による事例では、集合住宅の片付けごみの平均が約 0.5 t /世帯であったことから、以下の 2 ケースで検討を行いました。

表 28 片付けごみの発生想定

	片付けごみ発生想定	発生原単位
ケース 1	排出量が最少となる場合：地震災害（集合住宅）	0.5t/世帯
ケース 2	排出量が最大となる場合：風水害（床上浸水）	4.6t/世帯

◆地震による片付けごみ発生量 = 被災世帯数 × 発生原単位

- 被災世帯数 = 避難者数 ÷ 平均世帯人員
- 発生原単位

片付けごみ発生想定ケース	発生原単位
発生量が最少となる場合：地震災害（集合住宅）	0.5 t /世帯
発生量が最大となる場合：風水害（床上浸水）	4.6 t /世帯

② 推計結果

生駒断層帯地震による片付けごみの発生量は、表 29 のとおりです。

発生量が最大となる場合は 58,679 t、最小となる場合は 6,378 t と推計されています。

表 29 片付けごみの発生量（地震災害）

災害種別	避難者数 (人)	平均 世帯人員 (人/世帯)	片付けごみ 世帯数 (世帯)	片付けごみ (t)	
				0.5 t /世帯	4.6 t /世帯
生駒断層帯地震	30,870	2.42	12,756	6,378	58,679

※ 避難者は、「京都府地震被害想定調査」（平成 20 年、京都府）による。

※ 平均世帯人員は、「平成 30 年 1 月 1 日住民基本台帳人口」（総務省）より算出

(3) 風水害

① 推計条件

全壊の建物は、全量が解体による廃棄物として排出されるため、風水害による片付けごみは、半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数から発生するものとし、その発生量を推計します。

災害廃棄物対策指針に示された床上浸水、床下浸水の発生原単位は、表 30 のとおりです。

表 30 床上浸水、床下浸水の発生原単位

被害想定	発生原単位
床上浸水	4.60t/世帯
床下浸水	0.62t/世帯

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」
【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 26 年 3 月、環境省）

◆ 風水害による片付けごみ発生量＝ 被災棟数 × 発生原単位

- 被災棟数：半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数
- 発生原単位

被害想定	発生原単位
半壊	4.60 t / 棟
床上浸水	4.60 t / 棟
床下浸水	0.62 t / 棟

※ 半壊は、23 t / 棟のうち 4.60 t / 棟が片付けごみとして排出されると仮定した。

② 推計結果

木津川の氾濫による片付けごみの発生量は、表 31 のとおりです。合計 7,330 t の片付けごみ発生量が推計されます。

表 31 片付けごみの発生量（風水害）

災害種別	被災棟数（棟）			片付けごみ（t）			
	半壊	床上浸水	床下浸水	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	592	913	656	2,723	4,200	407	7,330

3. 被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計

発災後、緊急時の処理体制を整備し、実行計画を策定するため、実際の被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行います。

なお、発生量を推計するための損壊家屋等の棟数は、災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本とします。

また、災害廃棄物の処理可能量は、災害廃棄物の推計発生量及び廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、被災状況などに基づき推計することとし、保有する廃棄物処理施設では対応できない場合は、府や近隣市町村等に対して応援を要請します。

4. 収集運搬

災害時、特に発災直後は収集体制や市民の自助体制を上回る廃棄物の発生が想定されるため、平時より災害時の収集運搬体制を検討するとともに、市民による災害廃棄物の分別協力及び生活環境の衛生保全を原則として、効率的な収集方法（戸別収集、仮置場への搬入）を決定します。

また、発災後は、速やかに利用可能な収集運搬車両や重機の確認を行うとともに、災害対策本部を通じて道路の被災状況等を把握し、被害状況に応じて収集運搬体制を見直します。

なお、避難所ごみについては、別途収集運搬体制を定めることとします。

収集運搬体制の整備に当たっての検討事項（例）は表 32 のとおりです。

表 32 収集運搬体制の整備に当たっての検討事項（例）

	検討事項
収集運搬車両の位置付け	・地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	・有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ・冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ・夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	・仮置場への搬入 ・排出場所を指定しての収集 ・陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬 （道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場所によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。）
収集運搬ルート 収集運搬時間	・地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ・収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 （重機・収集運搬車両など）	・水分を含んだ量等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	・収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民やボランティアへの周知	・災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知する。 ・生活ごみ等の収集日、収集ルート、分別方法について住民等に周知する。
その他	・収集運搬車両からの落下物防止対策などを検討する。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定、環境省）

5. 仮置場

(1) 仮置場の分類

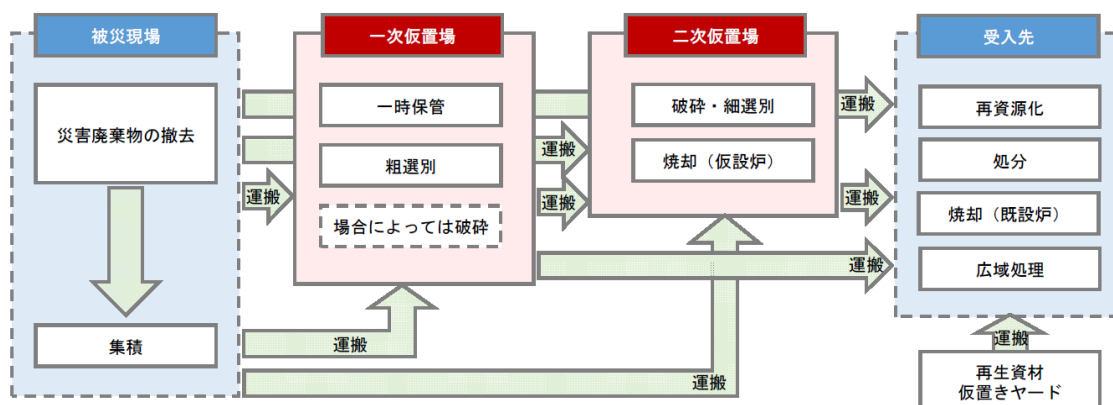
本市で設置する仮置場の定義は、表 33 のとおりです。

処理施設において、一度に処理ができない大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう、機械選別や再資源化を行うための二次仮置場があります。

二次仮置場は、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や仮設の破碎・選別機等を設置して運営することとします。

表 33 仮置場の定義

一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所（二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積）
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所



出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 18-1】仮置場の分類（平成 31 年 4 月改定、環境省）

図 11 災害廃棄物の流れ

(2) 必要面積の算出

仮置場必要面積については、災害廃棄物対策指針に基づき、発生した災害廃棄物の全量を1箇所の仮置場に搬入すると想定し、算出しました。

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）	
集 積 量	： 災害廃棄物の発生量－処理量
処 理 量	： 災害廃棄物の発生量÷処理期間（2.5年）
見かけ比重	： 可燃物 0.4（t／m ³ ）、不燃物 1.1（t／m ³ ）
積み上げ高さ	： 5 m
作業スペース割合	： 1.0（作業スペース割合 100％）で算出

災害廃棄物の推計発生量のより多い生駒断層帯地震の場合における仮置場必要面積を算出しました。

災害廃棄物発生量 1,223.7 千 t をもとに推計した結果、仮置場の必要面積は 36.6ha となりました。

表 34 仮置場必要面積（生駒断層帯地震）

項目	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
① 災害廃棄物 発生量（千 t）	199.3 千 t	275.1 千 t	611.8 千 t	77.7 千 t	59.8 千 t	1,223.7 千 t
② 災害廃棄物 処理量（千 t）	79.72 千 t	110.04 千 t	244.72 千 t	31.08 千 t	23.92 千 t	489.48 千 t
③ 災害廃棄物 集積量（千 t）	119.58 千 t	165.06 千 t	367.08 千 t	46.62 千 t	35.88 千 t	734.22 千 t
④ 見かけ比重	0.4	1.1	1.1	1.1	0.4	—
⑤ 仮置場 必要面積（m ² ）	119,580 m ²	60,022 m ²	133,484 m ²	16,953 m ²	35,880 m ²	365,919 m ²
⑥ 仮置場 必要面積（ha）	12.0 ha	6.0 ha	13.3 ha	1.7 ha	3.6 ha	36.6 ha

<計算例> 可燃物の場合

②災害廃棄物処理量 : 199.3 千 t ÷ 2.5 年 = 79.72 千 t

③災害廃棄物集積量 : 199.3 千 t - 79.72 千 t = 119.58 千 t

⑤⑥仮置場必要面積 : 119.58 千 t ÷ 0.4 ÷ 5m × (1+1.0) = 119,580 m² ≒ 12.0ha

【参 考】

災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）では、以下の4ケースに分けて仮置場必要面積の算出を行いました。

- ケース1 災害廃棄物対策指針の推計方法（処理期間2.5年、積上高5m、解体期間未設定）
- ケース2 被災建物の解体期間を考慮し、解体・処理期間を考慮した推計方法
- ケース3 ケース2の仮置場高さ2m、底面積5,000㎡として推計する方法
- ケース4 「片付けごみ」（仮置場高さ2m、底面積200㎡）と「建物解体ごみ」（仮置場高さ5m、底面積5,000㎡）を時期別に考慮した仮置場の必要面積の推計方法

表 35 仮置場必要面積の推計ケース

	解体・処理期間を考慮	積上高（m）	底面積（㎡）	廃棄物の種類
ケース1	処理期間2.5年	5	—	災害廃棄物全量
ケース2	解体期間1～2年、一次仮置場での処理期間1.5～2.5年	5	5,000	災害廃棄物全量
ケース3		2	5,000	災害廃棄物全量
ケース4		2	200	片付けごみ
		5	5,000	建物解体ごみ

※ ケース4は、仮置場を発災直後に必要な片付けごみと約3ヶ月後から急増する建物解体ごみを分けて仮置場必要面積を考えた場合の推計。

ケース1は、災害廃棄物の全量を1箇所に集積した場合に必要な仮置場面積を算出するものであり、仮置場の最大必要面積の把握が可能です。

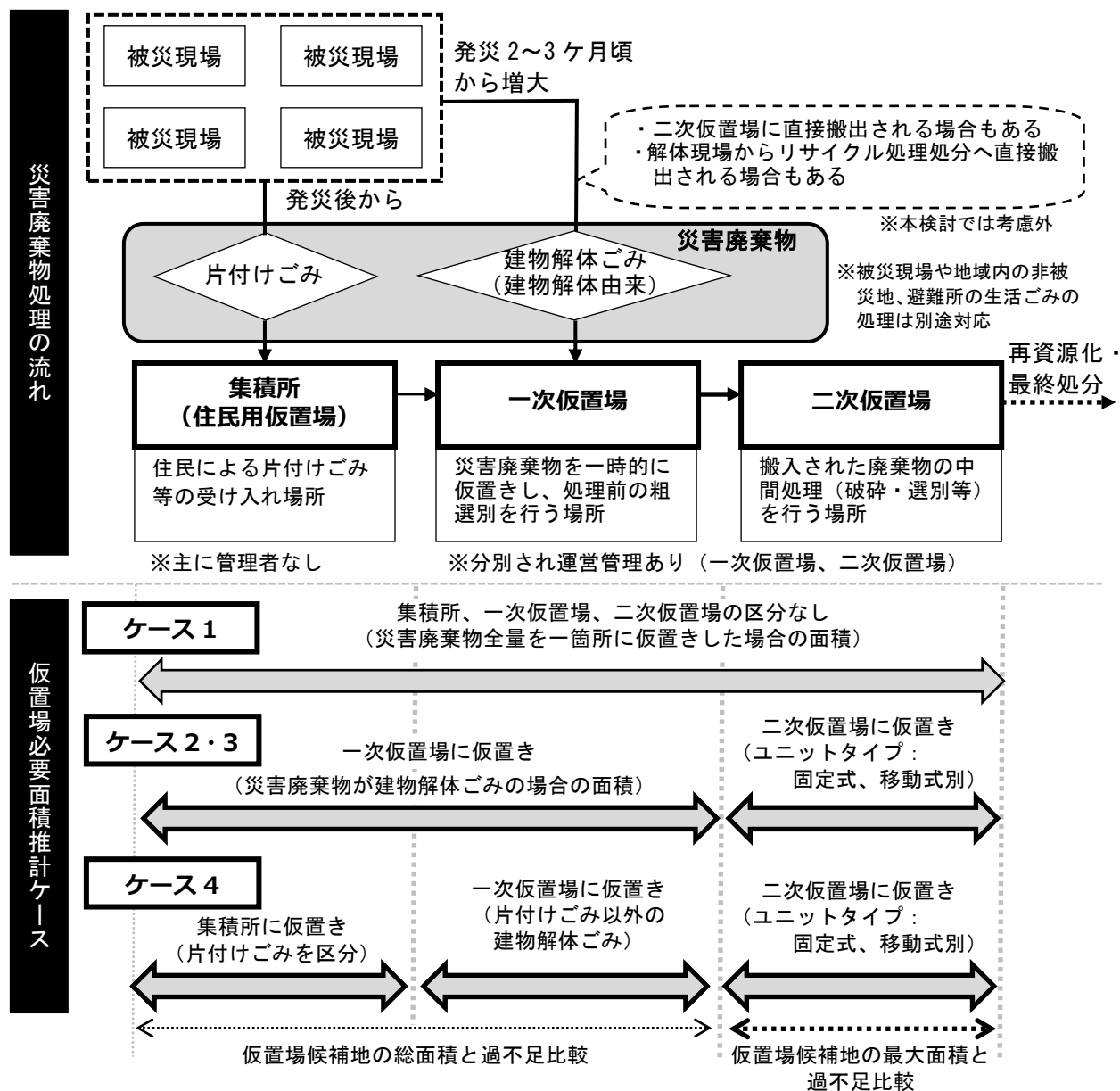
ケース2は、災害廃棄物を建物解体ごみと想定した場合に、被災現場から一次仮置場、一次仮置場から二次仮置場に順次搬入する実態を考慮したもので、一次仮置場面積と二次仮置場面積を個別に算出するものです。

ケース3は、ケース2と同様ですが、仮置場の積み上げに使用する重機が調達できない場合を想定し、積み上げ高さを2mに設定して算出したものです。

ケース4は、災害廃棄物を、災害直後から発生する片付けごみと約3ヶ月後から発生する建物解体ごみとに区分して、仮置場必要面積を算出するものです。

仮置場候補地の面積の過不足を検討する場合、一次仮置場は仮置場候補地の総面積との比較、二次仮置場は最大面積の候補地と比較することになります。

災害廃棄物処理の流れと仮置場必要面積の推計ケースの関係性イメージは、図12のとおりです。



出典：「平成 30 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」
（平成 31 年 3 月、環境省近畿地方環境事務所）

図 12 推計ケースの関係性イメージ

仮置場必要面積について、ケース 1 では 36.6ha と推計されますが、被災建物の解体期間を考慮したケース 2 ～ 4 では必要面積が少ない結果となりました。

積み上げ高さ 5 m のケース 2 では、一次仮置場 13.9ha、二次仮置場 22.9ha と推計されました。また、積み上げ高さ 2 m のケース 3 では、ケース 2 よりも広い面積が必要となり、一次仮置場は 31.7ha、二次仮置場は 40.7ha となりました。

片付けごみの処理を考慮したケース 4 では、片付けごみの仮置きに必要な集積所の面積は 4.9ha、建物解体ごみの処理に必要な一次仮置場の必要面積は 12.1ha、二次仮置場の必要面積は 21.1ha となりました。

発災直後は、設置可能な仮置場の面積や調達可能な資機材数、調整状況等に合わせ、片付けごみの仮置場を用意することとし、建物解体が始まる 3 ヶ月後を目途に、より大きな面積の仮置場候補地を選定して処理を行います。

なお、被災現場から一次仮置場に搬入される以外に、直接、二次仮置場や処理・資源化施設へ搬入される場合も考えられるため、実際の仮置場必要面積はこの推計結果より下回る可能性があります。

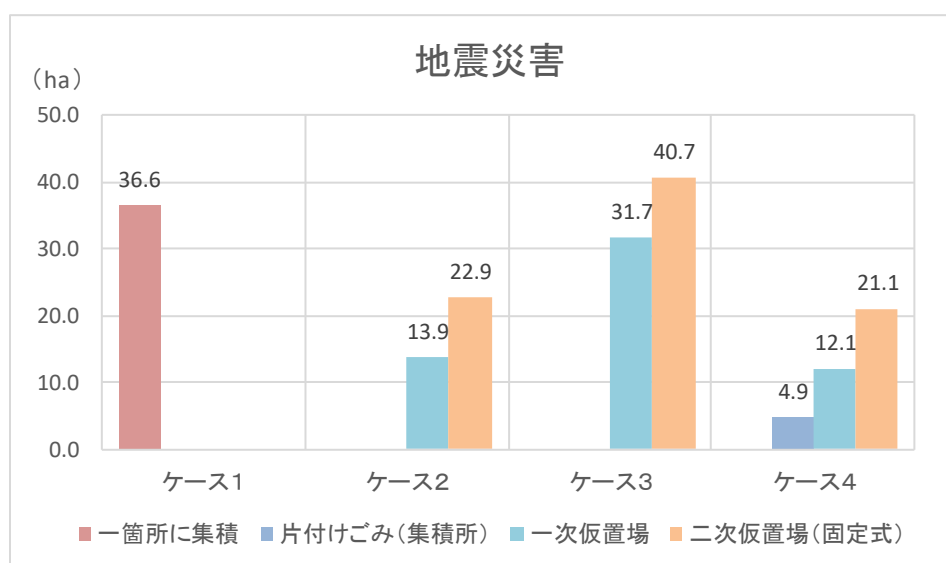


図 13 仮置場必要面積比較（地震災害）

(3) 仮置場候補地の選定項目

大規模災害における仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から、設置期間が1年以上に及ぶと予想されること、公園・グラウンド・公民館・空地等は被災者の避難所・仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や復旧・復興期など時間の経過により必要とされる用途が変化する場合があることに留意する必要があります。

仮置場候補地の選定項目は、表 36 のとおりです。

表 36 仮置場候補地の選定項目

項目		条件	理由
所有者		・公有地が望ましい（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。 ・地域住民との関係性が良好である。 ・（民有地の場合）地権者の数が少ない。	・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	・広いほど良い。（3,000 m ² は必要）	・適正な分別のため。
	二次仮置場	・広いほど良い。（10ha 以上が好適）	・仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		・農地、校庭、海水浴場等は避けた方が良い。	・原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていない方が良い。	・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）		・使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	・火災が発生した場合の対応のため。 ・粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
		・電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	・仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		・諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	・手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		・舗装されている方が良い。	・土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		・水はけの悪い場所は避けた方が良い。	
		・地盤が硬い方が良い。	・地盤沈下が発生しやすいため。
		・暗渠排水管が存在しない方が良い。	・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。

	・河川敷は避けた方が良い。	・集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ・災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢	・平坦な土地が良い。起伏が少ない土地が良い。	・廃棄物の崩落を防ぐため。 ・車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
	・敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ない方が良い。	・迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	・変則形状でない方が良い。	・レイアウトが難しくなるため。
道路状況	・前面道路の交通量は少ない方が良い。	・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	・前面道路は幅員 6.0m以上が良い。二車線以上が良い。	・大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	・車両の出入口を確保できること。	・災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近い方が良い。	・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していない方が良い。 ・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所が良い。	・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	・鉄道路線に近接していない方が良い。	・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	・各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでない方が良い。	・二次災害の発生を防ぐため。
その他	・道路啓開の優先順位を考慮する。	・早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 18-3】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項（平成 31 年 4 月改定、環境省）

(4) 仮置場候補地の選定手順

仮置場候補地の選定手順（例）は、図 14 のとおりです。

実際には、仮設住宅用途等、他の用途での使用が想定されている場所も多いことから、候補地選定に際しては、他部局との調整が必要になります。

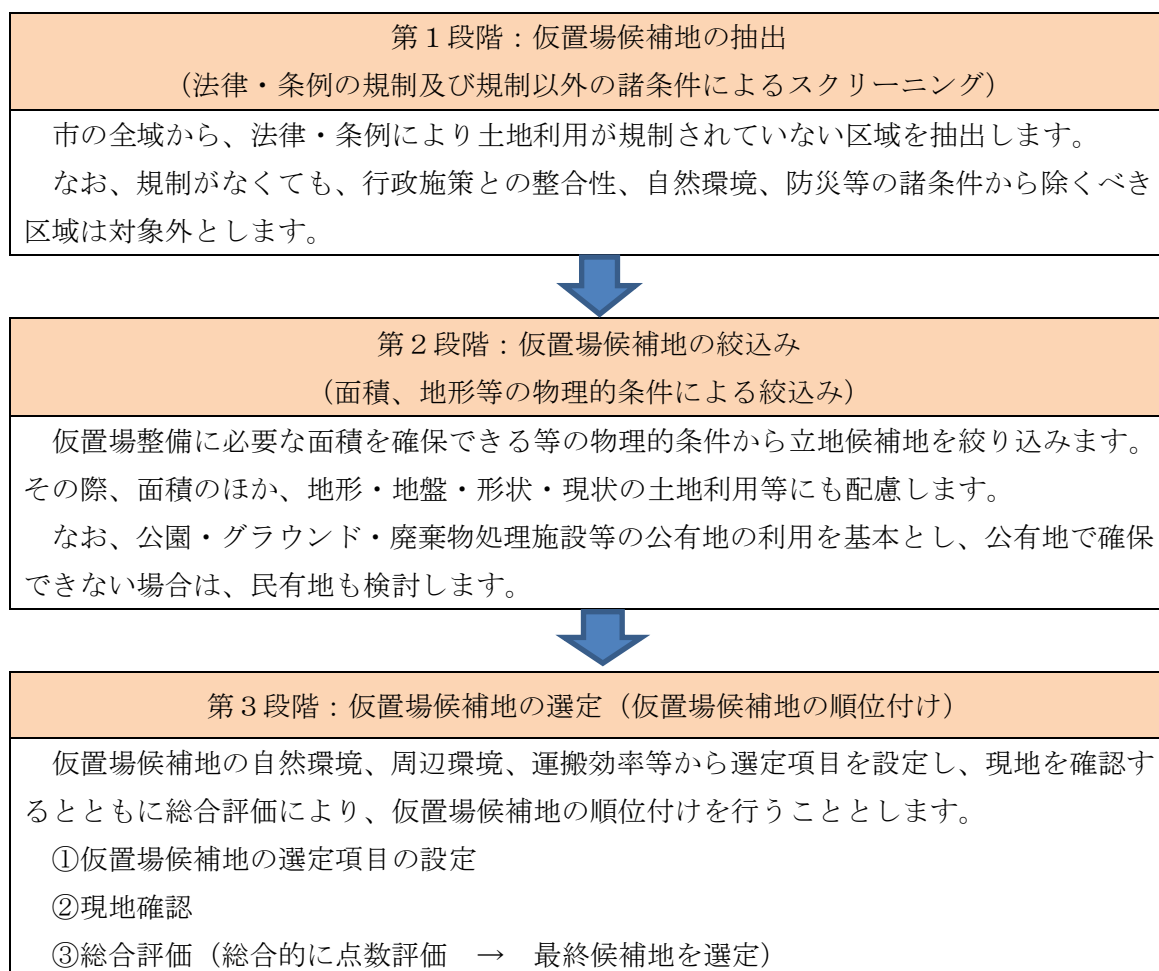


図 14 仮置場候補地の選定手順（例）

（５）仮置場の運営における留意点

仮置場の運営における留意点とその対策は表 37、一次仮置場配置例は図 16 のとおりです。

表 37 仮置場の運営における留意点

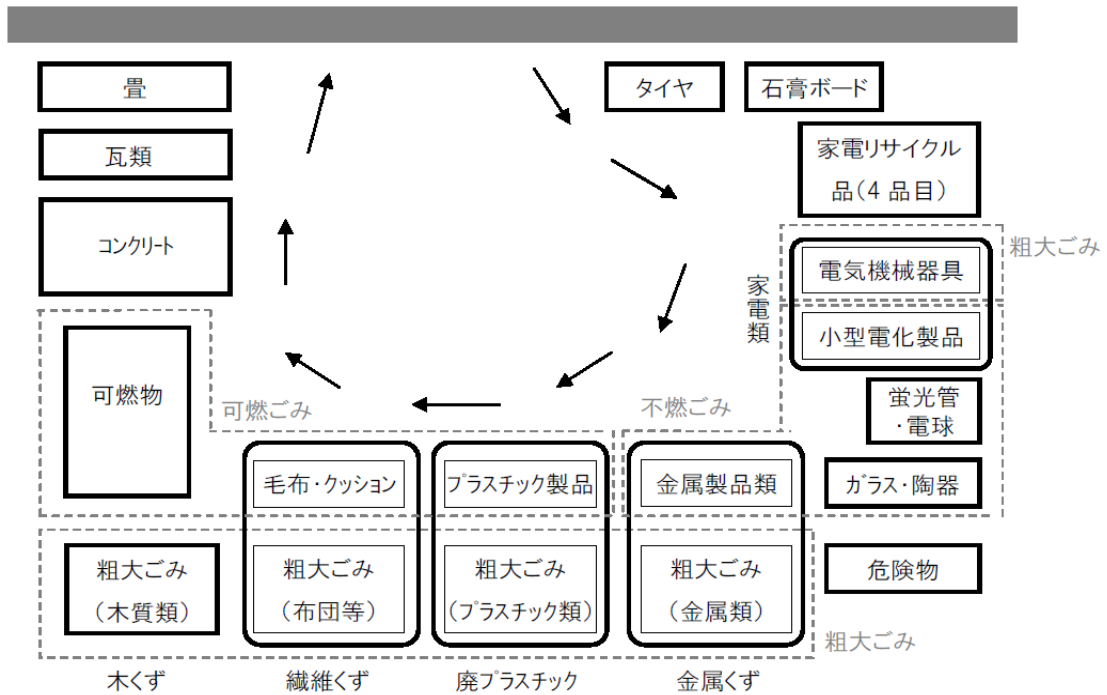
留意点	対策	備考
飛散防止策	・ 散水の実施 ・ 仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置 ・ フレコンバッグに保管	・ 風の強い場所に仮置場を設置する場合 ・ 飛散するおそれのある廃棄物
汚水の土壌浸透防止	・ 災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置 ・ 排水溝及び排水処理設備等の設置を検討 ・ 仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止に努めます。	・ 汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置実施
発火・火災防止	・ 畳や木くず、可燃混合物を固めて高い山にして、長期保管することは極力避けることとします。 ・ 特に混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、定期的にモニタリングを行います。	・ 散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要です。

写真：熊本地震一次仮置場（平成 28 年）



出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

： 平時のごみ分別区分



出典：「平成 28 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」
（平成 29 年 3 月、環境省近畿地方環境事務所）

図 16 一次仮置場配置（例）

6. 処理可能量の推計

(1) 施設概要

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の概要は表 38 のとおりです。

表 38 施設概要

施設名称	枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設
所在地	京田辺市田辺ボケ谷 18 番地 2
施設規模	168 t / 日 × 1 炉（京田辺市分：64 t）
処理方式	全連続式焼却炉

(2) 処理可能量

処理可能量は、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市、京田辺市）において計画されている施設規模の災害廃棄物処理量（6 t）において、処理を行うこととなります。

年間 4,536t の処理可能量が見込まれています。

表 39 新処理施設の処理可能量（焼却施設）

施設名	災害廃棄物処理量（可燃ごみ）		
	t / 日	t / 年	t / 2.7 年
枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設	12 t	3,360 t	9,072 t
京田辺市分	6 t	1,680 t	4,536 t

<計算式>

$$6 \text{ t} \times 280 \text{ 日（年間稼働日数）} = 1,680 \text{ t（年間処理可能量 ※1）}$$

$$1,680 \text{ t} \times 2.7 \text{ 年} = 4,536 \text{ t（3 年間の処理可能量 ※2）}$$

※1 t/年は、新処理施設の年間稼働日数を 280 日として算出した。

※2 大規模災害を想定し、3 年間処理した場合の処理可能量（t/3 年）について算出するが、事前調整等を考慮し、実稼働期間を 2.7 年として算出する。

7. 再資源化・最終処分

災害廃棄物の種類別の処理方法は、表 42 のとおりです。

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がります。また、処理期間の短縮にも有効であることから、廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）段階から分別を徹底するとともに、仮置場等における選別を実施します。

災害廃棄物の再資源化の方法（例）は、表 43 のとおりです。

表 40 災害廃棄物の処理方法一覧

種類	処理方法
可燃物	選別を行い、紙くずなど再利用・再資源化が可能なものは民間処理施設を確保し、積極的に活用します。焼却灰は、最終処分場で埋立処分します。
不燃物	選別・破砕処理後、再生利用が可能なものは、民間事業者を確保し、積極的に活用します。残渣については、最終処分場に埋め立てます。
コンクリート がら	コンクリート塊・アスファルト塊は、再利用・再資源化を原則とします。路盤材、工事現場における埋め戻し材、低地の埋立による地盤のかさ上げ工事の再生砕石等有効利用法を検討し、建設業者に協力を求めます。また、本市だけでは処理（再利用）できない場合は、広域的な処理体制の確保に努めます。
金属くず	金属資源として再生利用を原則とします。
柱角材	木くずは、チップ化など再利用・再資源化を図ります。燃料化や木材材料としての利用が困難なものに関しては、焼却処理します。

表 41 再資源化の方法（例）

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。 ・塩化ビニル製品は、リサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う。
コンクリートがら		・40 mm以下に破碎し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立材として利用。 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 ・5～25 mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。
木くず		・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。 ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
金属くず		・有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	・現物のまま公園等で活用。 ・破碎・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し、製紙会社、セメント会社等へ売却する。 ・丸タイヤのままの場合、域外にて破碎後、適宜リサイクルする。 ・有価物として買取業者に引き渡し後、域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可な場合	・破碎後、埋立・焼却を行う。
木くず混入土砂		・最終処分を行う。 ・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合、除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 22】再資源化の方法（例）（平成 31 年 4 月改定、環境省）

8. 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分

避難所ごみを含む生活ごみは、発災後3～4日後（特に、夏季は早期の取り組みが必要）には収集運搬・処理を開始することを目標とし、仮置場には搬入せず、既存のごみ処理施設で処理します。

なお、資源ごみや不燃ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所において、できる限り保管することとします。

表 42 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理優先順位

優先順位	ごみの種類	特徴
↑ 高 ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	ポリマー（凝固剤）で固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他の可燃ごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	資源ごみ、不燃ごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。

表 43 避難所ごみの分別区分

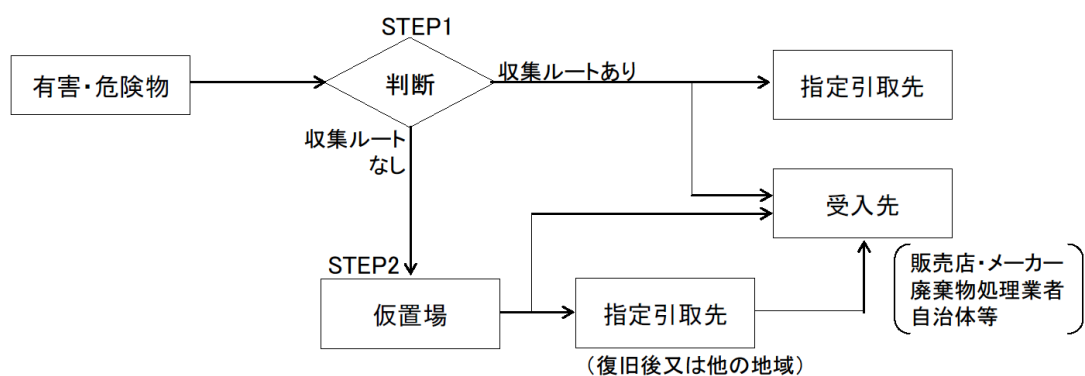
分別区分	具体例	管理方法等
感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ、嘔吐物等	専用容器に入れて分別保管し、早急に処理
し尿	簡易トイレ、紙おむつ、お尻拭き等	密閉して分別保管し、早急に処理
生ごみ	残飯、調理くず	ビニール袋などに入れて分別保管し、早急に処理
その他の可燃ごみ	マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	ビニール袋などに入れて分別保管し、処理
プラスチック製容器包装	食料や支援物資の梱包材等	分別保管し、資源として処理
段ボール・新聞紙	食料や支援物資の梱包材等	分別保管し、資源として処理
飲料缶、ビン、ペットボトル	飲料の容器	分別保管し、資源として処理

9. 有害廃棄物・処理困難物

有害廃棄物・処理困難物について、災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場に一時保管します。

有害廃棄物・危険物の処理フローは、図 17 のとおりです。

【処理フロー】



出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 24-15】個別有害・危険製品の処理（平成 31 年 4 月改定、環境省）

図 17 有害・危険物処理フロー

表 44 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

種類	処理方法
石綿（アスベスト）	・ 廃石綿等は仮置場に持ち込まない。 ・ 被災した建物の解体前には、石綿の事前調査を行い、石綿の使用が確認された場合は、解体がれき類に石綿が混入しないように適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分します。 ・ 仮置場の災害がれき中に石綿を含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認します。 ・ 建物の解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行います。
廃PCB及びPCB廃棄物	・ PCBを使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にPCB含有機器を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。 ・ 仮置場の災害がれき中にPCB含有機器を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。 ・ PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別し、保管します。 ・ 管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、本市が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理します。
腐敗性廃棄物	・ 水害時は、水没した便槽等からのし尿・浄化槽汚泥等水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生する傾向にあり、腐敗の進行が早く、衛生上の問題もあることから、優先的に焼却等の処理を行います。 ・ 焼却等が困難な場合、悪臭防止のため消石灰を散布した後に腐敗性廃棄物を置くことや、廃棄物の密閉容器やフレコンバッグによる保管を行う等、関連法令に留意して衛生環境を確保しながら処理を行います。
その他有害物及び危険物	・ 建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行います。 ・ 有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡します。 ・ スプレー缶、カセットボンベ等の危険物や、プラスチック、塗料等数多くの製品に含まれる化学物質による事故が起きれば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあることから、危険物の分別収集の周知徹底等に努めます。

表 45 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目		収集方法	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯		回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶		使い切ってから排出する場合は、穴を開けず、燃えないごみとして排出	破碎
	消火器		購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射針、使い済注射器等		地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 24-15】個別有害・危険製品の処理（平成 31 年 4 月改定、環境省）

表 46 有害・危険製品の注意事項

種類	注意事項
農薬	・容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。 ・毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
塗料 ペンキ	・産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し、回収ルートが確率するまで保管する。 ・リチウム電池は、発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガス ボンベ	・流出ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセット ボンベ スプレー缶	・内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・完全にガスを出し切ったものは、金属くずとしてリサイクルに回す。
消火器	・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 ・特定窓口、指定取引場所の照会 → (株) 消火器リサイクル推進センター

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 24-15】個別有害・危険製品の処理（平成 31 年 4 月改定、環境省）

第2節 し尿処理

1. 施設概要

本市では、市内より収集したし尿を緑泉園で処理しています。緑泉園の施設概要は、表 47 のとおりです。

表 47 施設概要

施設名称	緑泉園
所在地	京田辺市草内禅定寺4番地
施設規模	26kL/日
処理方式	前処理希釈方式

2. 収集運搬

災害発生時の生活排水処理については、平時の収集運搬により対応します。

避難所が設置され、避難者数が多い場合、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想定されるため、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとします。

3. し尿発生量の推計（し尿処理需要量）

し尿発生量の推計は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ（案）」（平成26年3月、環境省巨大地震発生時における災害 廃棄物対策検討委員会）で示された方法に基づき行いました。

避難所におけるし尿処理需要量は、表 50 のとおりです。

◆ 避難所におけるし尿処理需要量

$$= \text{仮設トイレ需要者数} \times \text{1人1日当たりし尿排出量} \times \text{し尿収集間隔日数}$$

- ① 仮設トイレ需要者数（人・日）＝地震被害想定等で想定されている避難者数
- ② 1人1日当たりし尿排出量＝1.7L/日
- ③ し尿収集間隔日数＝3日

表 48 避難所におけるし尿処理需要量

対象地震	避難者数	1日当たりの し尿排出量	避難所における し尿処理需要量
生駒断層帯地震	30,870人	52,479L	157,437L

※ 地震被害想定による避難所への避難者数をもとに検討を行っている。風水害の場合、し尿の収集は避難所からのみでなく、浸水により溢れた各戸の汲み取り便槽からも収集する必要がある。

出典：「平成30年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」
（平成31年3月、環境省近畿地方環境事務所）

4. 避難所における仮設トイレの必要設置数検討

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月、内閣府）では、災害発生当初は避難者約 50 人あたりに 1 基、避難が長期化する場合は約 20 人あたりに 1 基の確保を目安としています。

本計画では過去の事例をもとに、多少の不足が想定される 100 人/基から混乱なく使用可能な 20 人/基を目安として仮設トイレ必要設置数を算出しました。

生駒断層帯地震における避難者数に対する仮設トイレ必要設置数は、表 52 のとおりです。

表 49 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等による考え方

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基	混乱なし
阪神・淡路大震災	発災直後は約 100 人に 1 基	100 人／基：少し苦情あり
	その後、約 75 人に 1 基	75 人／基：ほとんど苦情なし
雲仙普賢岳噴火災害	約 120～140 人に 1 基	不足気味

出典：「震災時のトイレ対策」（平成 7 年、(財)日本消防設備安全センター）、
「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月、内閣府）をもとに作成

表 50 避難者数に対する仮設トイレ必要設置数（生駒断層帯地震）

災害種別	避難者数	仮設トイレ使用人数をもとにした 仮設トイレ必要設置数		
		100 人／基	50 人／基	20 人／基
生駒断層帯地震	30,870 人	309 基	618 基	1,544 基

※ 避難者数…「京都府地震被害想定調査」（平成 20 年、京都府）

5. 仮設トイレ等の保管状況

本市における仮設トイレ等の保管状況は、表 53 のとおりです。

保管場所の被災があった場合は、保管している各種トイレ等の使用、持ち出しが困難になる可能性があります。

また、発災当初に避難所のトイレが不足する場合や使用ができない場合は、民間事業者との協定等に基づき、仮設トイレ等の確保を予定しています。

表 51 仮設トイレ等の保管状況

区分 \ 項目	メーカー名	種類	基数	備考
組立式トイレ	(株) ハネマツ	洋式	20 基	ドント・コイ
簡易トイレ用 プラストイレ	まいにち (株)	洋式	450 基	簡易トイレ用 プラストイレ
携帯トイレ (凝固剤)	ホリアキ (株)	仮設トイレ 処理セット	4,000 セット	インスタントイレ 処理セット
携帯トイレ (凝固剤)	まいにち (株)	仮設トイレ 処理セット	70,000 セット	マイレット

平成 31 年 4 月 1 日現在

第4章 その他

第1節 環境対策、モニタリング

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害や周辺住民の生活環境への影響を防止するため、必要に応じて、環境モニタリングを実施します。

モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、被災状況を踏まえて設定することとし、災害廃棄物の進捗に応じて見直しを行います。

災害廃棄物に係る一連の処理・処分に伴う、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質に対する環境影響と対策例は表 54 に示すとおりです。

表 52 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、作業場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバックへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去、解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技 18-5】環境対策、モニタリング、火災防止策（平成 31 年 4 月改定、環境省）

第2節 道路啓開

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺している事が想定されます。道路交通の麻痺は人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の搬出・運搬についても影響があります。

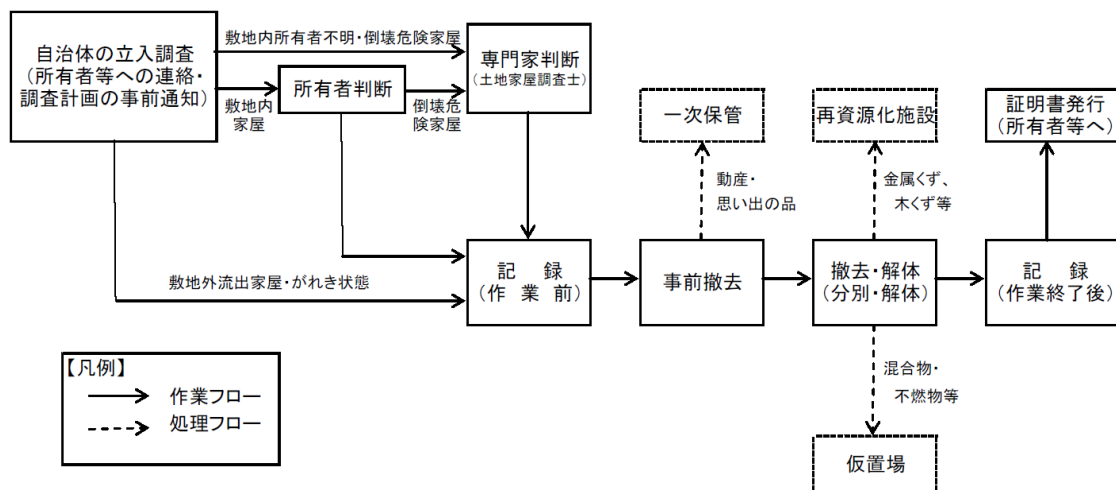
発災後は速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置場への搬送に努めます。

第3節 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって実施すべきものです。ただし、倒壊してがれき状態となっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、本市において撤去することとができます。

一定の原形を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認することを基本としますが、関係者と連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去することとします。

なお、建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し、所有者等に引き渡す機会を提供することとします。



出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」

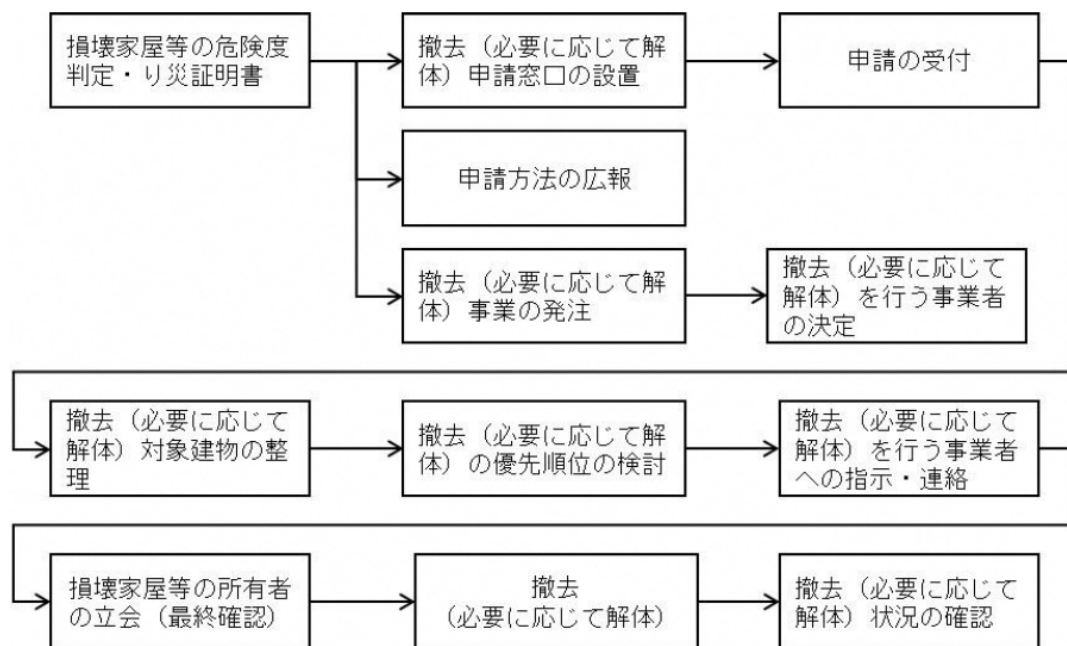
【技 1-15-1】損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項（平成 26 年 3 月、環境省）

図 18 作業フロー及び廃棄物処理フロー

1. 損壊家屋等の公費解体

東日本大震災及び熊本地震では、り災証明書の判定で半壊以上が補助対象として認められましたが、補助対象の適否については、発災後の環境省の通知を確認する必要があります。

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順（例）は、図 19 のとおりです。



出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定、環境省）

図 19 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順（例）

2. 公費解体の受付体制等の検討

家屋等を公費により解体する場合、問題となるのは受入体制であり、受付に至る手続やルールを定める必要があります。

（1）公費解体の対象案件の選定

- ① 公費解体の対象はどのようなものか（環境省の基準確認）
- ② 具体的な対象事例（または除外する事例）の絞り込み（例：敷地の地割のみで建物被害のないものは除外）
- ③ 基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み
- ④ 敷地境界、解体物の特定

（2）公費解体のためのルール作り

- ① 公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定
- ② 申請受付期間の設定
- ③ 公費解体後の登記の扱い等

(3) 公費解体受付体制

- ① 職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等の方針決定
- ② 受付期間に応じた受付場所の確保
- ③ 申請受理後の書類審査、現地調査体制の決定
- ④ 市民向け広報の手法と時期、内容の検討（家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続等も含む）
- ⑤ 家屋解体事業者と申請者、市町村の3者現地打合せの方法
- ⑥ 解体前に申請者のすべき事項の策定
- ⑦ 解体後に発生する廃棄物の受入・処分体制の確認

(4) 賃貸物件や集合住宅の公費解体

- ① 所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書）
- ② 入居者の退去予定時期の明確化
- ③ 退去（見込）者の住居相談対応

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」

（平成 29 年 3 月、環境省東北地方環境事務所）

3. 石綿（アスベスト）調査

平時の調査等により石綿の含有が懸念される損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に専門機関により分析等を行います。

また、石綿の使用が確認された場合は、解体がれき類に石綿が混入しないように適切に除去を行い、廃石綿及び石綿含有廃棄物として適正に処分します。

第4節 国庫補助金

1. 概要

生活環境の保全上、特に必要と判断される災害廃棄物の収集、運搬、処分等に係る費用については、補助金等の財政的支援が認められています。

- ・災害のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
- ・海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。

2. 災害廃棄物等の処理記録

発災後、がれき等処理に係る国庫補助金の申請事務を円滑に進めるため、がれき等処理の実施記録や実績データ等を収集整理し、記録として残します。

表 53 記録する内容

項目	記録する内容
収集・運搬	・被災地からの搬出量（搬出先、品目別） ・仮置場毎の搬入量（品目別） ・仮置場毎の搬出量（搬出先、品目別） ・収集及び運搬に要した車両台数及び燃料量 ・収集及び運搬に係る作業日報（写真も含む）（収集を断った記録も含む）
仮置場	・開設前及び原状復旧後の各仮置場の写真 ・各仮置場の図面（写真も含む） ・各仮置場での 1 日当たりの搬入出台数量 ・各仮置場での作業日報（写真も含む） ・民間事業者との契約関係書類 ・便乗ごみ、不法投棄等の監視体制
処理・処分	・各廃棄物処理施設への搬入量（搬入元、品目別） ・各廃棄物処理施設での処理量（処理方法、品目別） ・各廃棄物処理施設からの搬出量（搬出先、品目別） ・各廃棄物処理施設での作業日報 ・民間事業者との契約関係書類

第5節 仮設処理施設

保有している処理施設だけでは処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、近隣市町村又は民間事業者等に応援を要請しますが、それでも対応が不可能と判断される場合には、仮置場などに仮設の処理施設を設置し、処理能力の不足分を補完します。

第6節 貴重品や思い出の品の取扱い

災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品（以下、「思い出の品等」という。）を取り扱うことを前提として、あらかじめ取扱いルールを定めます。

所有者が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届けるとともに、所有者等の個人にとって価値があると認められる思い出の品については、廃棄に回さず、本市等で保管し、可能な限り所有者に引き渡すこととします。思い出の品等の取扱いルールについては、表 56 の例を基本とします。

表 54 思い出の品等の取扱いルール（例）

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）現場で発見された場合は、その都度、回収する。または、住民やボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡し也可。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定、環境省）

思い出の品等の管理については、管理リストを作成し、発見日時や場所、品目などについて、整理を行います。

なお、一定期間を経過した場合については、本市の判断で処分することとしますが、処分する前に、広報誌やホームページ等で十分に周知した上で実施することとします。

資料編

資 料 編

目 次

- 1 （平時の広報）大規模災害時の心がけ
 神奈川県横須賀市
- 2 （発災後の広報）災害がれき分別のお願い
 熊本県益城町
- 3 （発災後の広報）仮置場に関する周知
 熊本県八代市
- 4 （発災後の広報）公費解体
 岡山県倉敷市
- 5 （発災後の広報）広報誌による広報
 熊本県益城町

1 (平時の広報) 大規模災害時の心がけ

横須賀市役所(資源循環部)からのお願い

地震
など

大規模災害時の心がけ

地震などの大規模な災害が発生した際の、「ごみ」と「し尿」の処理について、最低限知っておいていただきたい事項を記載してあります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ごみ

○発災後、3日間はごみが出せません。



○4日目からは、生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品は出せるようになります。
(災害の規模や状況により、ごみが出せるようになるまでの日数は異なります。)

(資源循環推進課 ☎ 046-822-8469)

4日目から出せるごみ



生ごみ



携帯トイレ



紙おむつ



衛生用品

し尿

○トイレに水を流し、自宅敷地内で下水が溢れていないことを確認し支障がなければ自宅のトイレを使用してください。ただし、道路で下水が溢れていたらトイレの使用は控えてください。集合住宅の場合は下階のお宅への影響にもご配慮ください。

○トイレで使用した紙は下水管に流さずに「燃せるごみ」に出してください。

○自宅のトイレが使用できない場合は携帯トイレや仮設トイレを使用してください。

○各家庭で市販の携帯トイレを7日分程度備蓄しておいてください。(1人1日当たり3~5袋を目安に用意してください。)

○災害時は、し尿のくみ取り、浄化槽の清掃を中断することがあります。

(資源循環推進課 ☎ 046-822-8458)



携帯トイレとは

ビニール袋と凝固剤等がセットになっている「非常用トイレ」のことです。

地震、火災、風水害などで被災した場合のごみ処理については、市にご相談ください。

(資源循環推進課 ☎ 046-822-8469)

平成30年(2018年)3月作成
横須賀市資源循環部資源循環推進課
電話 046-822-8230

【ごみと資源物の分け方・出し方】は印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて25,000部製作し、1部あたりの印刷経費は84.2円です

出典:「神奈川県横須賀市作成資料」

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。 ※災害がれきの搬入場所は益城中央小学校跡地です。

分別の区分

- ①木(家具) ②木(柱) ③畳、布団類
④家電4品目(TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)
⑤パソコン ⑥その他家電(電子レンジなど) ⑦金属ごみ
⑧ガラス、陶磁器 ⑨コンクリートくず ⑩瓦類

※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出し下さい。

※ ごみステーションに、災害がれきを出さないでください。

※ その他、取り扱いえないもの

- ・ガソリンや石油など危険物 ・農薬など取扱困難物
- ・土砂 ・石綿含有物 ・太陽光パネル
- ・解体業者による解体ごみなどの事業系ごみ

※ 請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

※ 場内は徐行運転をお願いします。

※ 事故が起きた場合の責任は一切負えません。

出典：「熊本県益城町作成資料」

3 (発災後の広報) 仮置場に関する周知

☆八代市内にお住まいの方に限ります

① 5月7日(土) ~ 5月8日(日)

② 5月14日(土) ~ 5月15日(日)

最終日です

午前9時 ~ 午後5時

☆裏面に地図を載せています

○ 八代市水処理センター (新港町3丁目)

○ 八代市鏡支所 東側駐車場

※地震によって損壊したものに限ります

タンス・棚

外壁材

コンクリートブロック

瓦類

ガラス類

陶磁器類

※ 必ず分別して持込んでください。 産業廃棄物は持込めません

※ 免許証をご持参ください。 業者等に依頼される場合は委任状などを確認させていただきます。

※ 今回の地震で被害のあったものでなければ受け入れることはできません。

問合せ先

八代市廃棄物対策課

電話(0965)-34-1997

出典：「熊本県八代市作成資料」

4 (発災後の広報) 公費解体

**被災した家屋の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、
市が所有者に代わって行います。**

☆市に解体撤去を依頼する場合（公費解体）

受付期間 平成30年9月16日（日）から 平成31年3月末まで
受付時間 月曜日から金曜日の8時30分から17時（祝日・年末年始除く）
※今後、申請状況により変更することがあります。
受付会場 ●倉敷市役所本庁舎1階展示ホール ●真備公民館
受付人数 各会場とも 1日60人まで
受付方法 来場された方から順に受付します。

<申請時に必要な書類>

- ・公費解体の申請書
- ・印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）※発行日から6か月以内のもの
- ・身分証明書（原本及び写し）
- ・り災（被災）証明書
- ・登記事項証明書（建物・全部）…現在の建物所有者が記載されているもの
※発行日から6か月以内のもので、証明文、公印等が付加されているもの
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。
- ・建物配置図
- ・対象となる建物の被災状況が分かる写真等

申請を委任する場合、相続登記をしていない場合、共有者がいる場合等は、追加の資料が必要となります。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

倉敷市公費解体コールセンター（土・日・祝・年末年始を除く）

【電話番号】 0120-262-233

【受付時間】 8時30分～17時

☆個人で先行して解体・撤去し、費用の償還を申請する場合（自費解体）

すでに個人で費用を負担して、解体・撤去した家屋についても、本制度の対象となります。

- ・申請の受付は、倉敷市役所本庁舎1階展示ホール及び真備公民館で行っています。
受付期間：平成30年8月6日（月）から 平成31年3月末まで
- ・家屋の一部（外壁・屋根など）のみの解体や家屋の補修改修工事（リフォーム）は本制度の対象となりません。
- ・自費解体の費用償還申請は、市が公費解体を着工した日の前日【11月12日（月）】までに契約したものが対象です。
- ・自費解体は、市が定めた基準で算定した額が償還額の上限となります。撤去費用が全額償還できない場合がありますので、ご了承ください。

倉敷市災害廃棄物対策室

1117

出典：「岡山県倉敷市作成資料」

5 (発災後の広報) 広報誌による広報

ご協力をお願いします

災害がれきの分別ルール

被災した家屋の整理・清掃をされる際に発生するごみは、のちの処理に影響しますので、分別をお願いします。なお、がれきの搬入の際は袋から出し、投げ込まずに指定の場所に置いてください。

【分別区分】

①木(家具) ②木(柱) ③畳・布団 ④家電4品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン) ⑤その他家電(電子レンジなど) ⑥コンクリートくず ⑦瓦

⑧金属くず ⑨ガラス・陶磁器

※災害がれきは、ごみステーションには出せません。
※通常の可・不燃ごみは、ごみステーションへ。

災害がれき受け入れを一時中止します

【中止期日】 5月2日(月)、3日(火)、6日(金)

水・木・土・日曜日

旧益城中央小学校への災害がれき搬入は、今後、水・木・土・日曜日の午前9時から3時までに並んだ車両について受け入れます。搬入量および天候によるグラウンド状況により受け入れを中止する場合があります。なお、分別を行ったうえ搬入してください。受け入れ時に住所などの確認をさせていただきます。

相談窓口を設置

今回の熊本地震に関する
益城町災害対策本部では、5月6日に町中央公民館に熊本地震に関する相談窓口を設置しました。受付時間は午前9時30分～正午、および午後1時～4時30分となっています。

生活情報

【避難者数(5日現在)】

▼保健福祉センター／280人 ▼総合体育館／1,283人 ▼交流情報センター／210人 ▼飯野小学校／85人 ▼広安小学校／500人 ▼広安西小学校／150人 ▼益城中央小学校／290人 ▼広安愛児園／93人 ▼グランメッセ熊本／744人 ▼阿蘇熊本空港ホテルエミナース／1,000人 ▼いこいの里／50人 ▼益城幼稚園／62人 ▼公民館飯野分館／24人 ▼公民館津森分館／5人 計4,776人

【給水所(6日現在)】

▼自衛隊：保健福祉センター／総合体育館／グランメッセ熊本／広安小学校／ひろやす荘／熊東園／いこいの里 ▼その他：役場／益城中央小学校

【入浴】

▼自衛隊：保健福祉センター／総合体育館 時間／午後3時～10時 ※要洗面用具

【住まい】

◆被災証明書の受け付け
日時／5月6日 場所／益城町公民館講堂 時間／午前9時～午後4時 ※免許証など本人と確認できるものが必要
☎096・2899・2911
096・2899・2912

【ライフライン】

◆上水道：復旧7,450戸(6日8時現在) 災害で水道を1か月以上使用しない場合は、水道を止める手続きを。※4月上旬検針日～5月中旬の使用分は、請求しない予定。
☎益城町水道センター
☎096・286・6880

【税など】

地震の被害により、納付書の発行ができません。5月が納期となっている固定資産税第1期、軽自動車税、国民健康保険税第1期、介護保険料5月分の納付書の発送時期、納期などは後日お知らせ。

ボランティアと町職員によるFMラジオ。行政情報や生活情報を毎日放送中！

益城災害FMラジオ 周波数 89.0 MHz

受信状況によって、屋外や車での受信などお試しください。

◆放送(再放送)時間◆

① 9:00 (10:00) ② 12:00 (14:00) ③ 15:00 (16:00)
④ 18:00 (19:00 以降1時間ごとに繰り返し)

■スマホでも聞けます

「災害 FM of using FM++」アプリを次のQRコードを利用してダウンロードしてください。




出典：「熊本県益城町作成広報誌」より一部抜粋